

# 令和7年度麻薬取扱者等説明会



1. 麻薬の取扱いについて
2. 覚醒剤原料の取扱いについて
3. 向精神薬の取扱いについて

麻薬小売業者・麻薬卸売業者向け

大分県福祉保健部薬務室

# 電子申請が可能な届出

麻薬及び向精神薬取締法関係申請ページ

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12610/sinnkidennsisinnseimayaku.html>

覚醒剤取締法関係申請ページ

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12610/sinnkidennsisinnseikakuseizai.html>

- 麻薬廃棄届
- 調剤済麻薬廃棄届
- 覚醒剤原料廃棄届出書
- 麻薬事故届
- 麻薬年間届

などの電子申請が可能です。



## 電子申請の利用にあたってのお知らせ

大分県の電子申請システムが変更します！

令和4年9月25日をもって「大分県電子申請システム総合窓口」による麻薬関係の電子申請の受付を終了します。

令和4年9月から新しい電子申請システム（スマート申請）による麻薬関係の電子申請にリニューアルします。新しい電子申請窓口は本ページの下部にあります。

スマート申請をするにはアカウント作成とログイン操作が必要となります。

新電子申請システムのアカウント作成方法については下記をクリックしてください。

[新電子申請システムアカウント作成方法](#)

新電子申請システムログイン方法については下記をクリックしてください。

[新電子申請システムログイン方法](#)

## 麻薬及び向精神薬取締法関係電子申請窓口

電子申請による届出の具体的な方法についてはこちら

 [電子申請の手引き \[PDFファイル/230KB\]](#)

本ページから電子申請が可能な届出

下記の麻薬関係電子申請が本ページから申請可能になります。

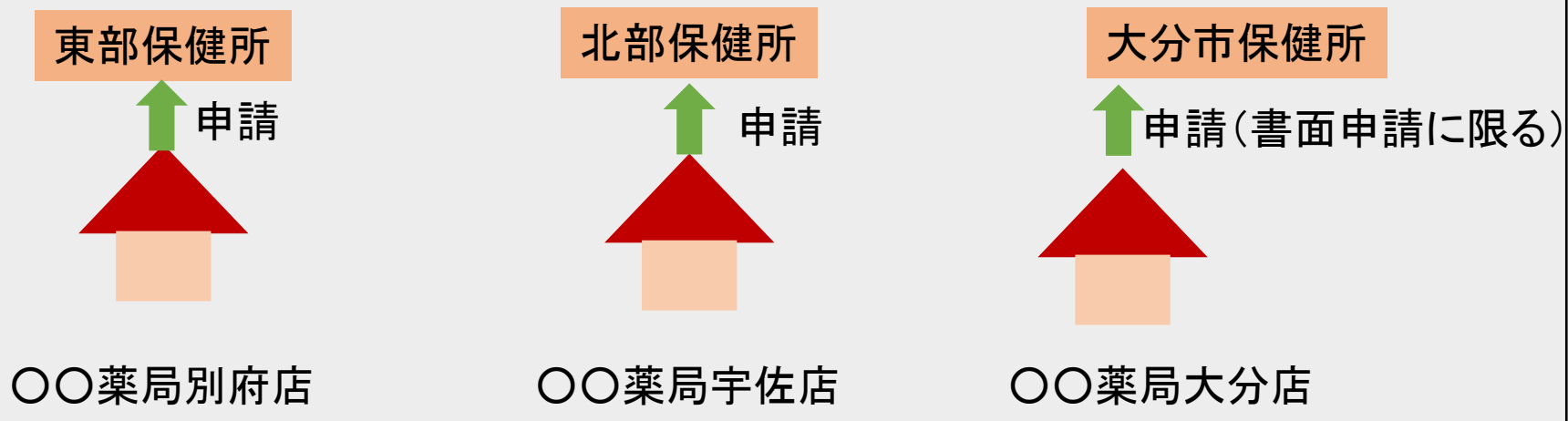
- [麻薬廃棄届](#)
- [調剤済麻薬廃棄届](#)

大分県では麻薬取扱者免許関連申請の一部を令和5年4月からオンライン化しています。

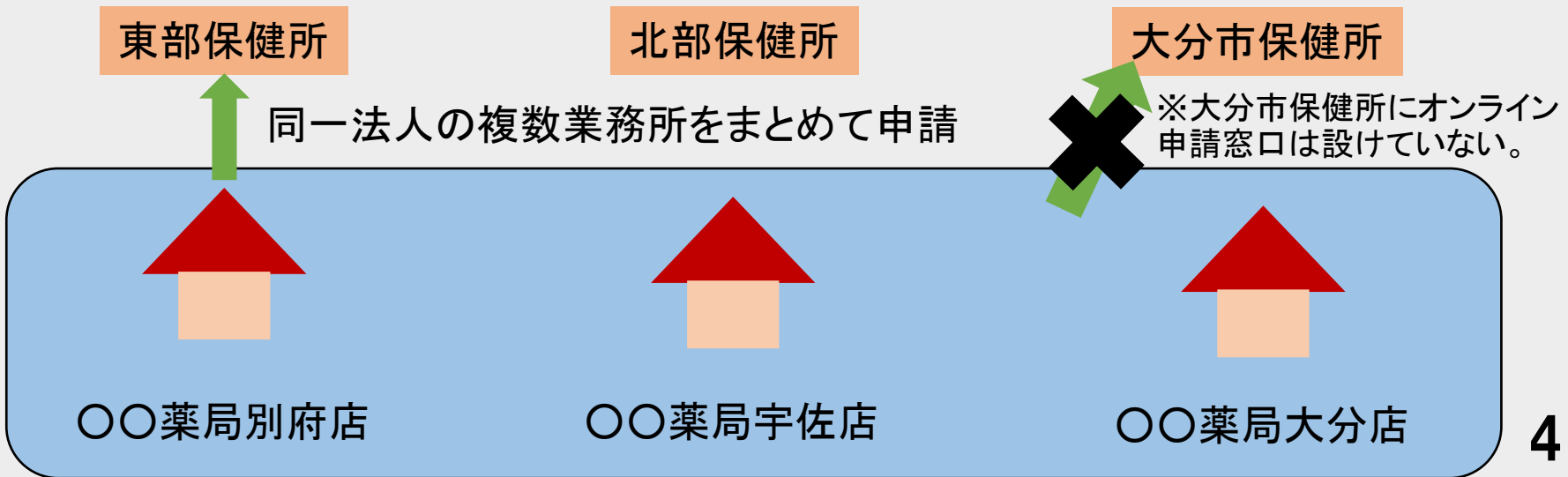
免許事務名称	オンライン化の方針	大分市内の麻薬業務所	大分県内(大分市を除く)の麻薬業務所
麻薬小売業者・麻薬卸売業者免許申請(新規)	Grafferスマート申請システムを用いたオンライン申請	×(紙申請のみ)	○(オンライン申請可)
麻薬小売業者・麻薬卸売業者免許申請(継続)	Grafferスマート申請システムを用いたオンライン申請	△(更新年度が同じ大分市以外に所在する同一法人の麻薬小売業者・麻薬卸売業者分の継続申請と併せて申請する場合は、オンライン申請可)	○(オンライン申請可)
麻薬小売業者・麻薬卸売業者免許証記載事項変更届	従来通り書面による届出	×	×
麻薬小売業者・麻薬卸売業者免許証再交付申請	免許証を紛失した場合に限りオンライン申請可(免許証の汚損等の場合はオンライン申請不可)	×(紙申請のみ)	△(免許証を紛失した場合のみオンライン申請可)
麻薬小売業者・麻薬卸売業者免許証廃止届(返納届)	従来通り書面による届出	×	×

※従来通り書面でも申請を受け付けます。

麻薬小売業者・卸売業者免許の書面による申請(新規&継続)及びオンラインによる新規申請  
→麻薬業務所所在地を管轄する保健所に個別に申請



麻薬小売業者・卸売業者免許のオンラインによる継続申請  
→同一法人の複数麻薬業務所をまとめて、ひとつの保健所オンライン申請窓口に申請可



# オンライン申請による麻薬取扱者免許申請について

- 免許証の**継続申請**の場合、同一法人の麻薬小売業者・麻薬卸売業者であれば最大10業務所まで一度に申請可能です。
- 令和7年6月13日より、手数料の支払い方法が**クレジットカード決済、ペイジー決済、PayPay決済**になりました。  
(×現金・納付通知書)  
詳細な支払い方法については、大分県の薬務室HPに掲載していますのでそちらをご確認ください。  
※領収書の発行はできませんのでご注意ください。
- 麻薬取扱業務の責任役員の診断書等の添付書類は写真・スキャンデータ等のPDFファイル等を添付してください。  
※診断書の原本は、申請後に発行された免許証の有効期限内はお手元で保管をお願いします。

# 本日の内容

1

- 麻薬の取扱いについて

2

- 覚醒剤原料の取扱いについて

3

- 向精神薬の取扱いについて

※麻薬管理マニュアル及び向精神薬、覚醒剤原料  
取扱いの手引きで詳細を確認して下さい。

# 麻薬等関係のマニュアルについて

- ◆ 麻薬管理マニュアル
- ◆ 向精神薬取扱いの手引き
- ◆ 覚醒剤原料取扱いの手引き
- ◆ ケタミンの取扱い(質疑応答)
- ◆ 麻薬取扱者等説明会資料

上記は薬務室のホームページに掲載しています。

(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12610/mayakumanyuaru.html>)

大分県のHP→薬務室を検索→麻薬関係手続き案内

→医療機関等における麻薬・向精神薬・覚醒剤原料管理について  
を参照

- ◆ 麻薬等関係質疑応答集
- ◆ 医療用麻薬適正使用ガイダンス

上記はインターネットで検索するとでてきます。

# 各様式について

薬務室のホームページに掲載しています。

## ◆ 麻薬及び向精神薬関係様式

(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12610/mayakuyousiki.html>)

大分県のHP→薬務室を検索→麻薬関係手続き案内 を参照

## ◆ 覚醒剤取締法関係様式

(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12610/kakugen.html>)

大分県のHP→薬務室を検索→覚醒剤関係手続き案内 を参照

# 1 麻薬の取扱いについて

# 麻薬及び向精神薬取締法

## 目的

麻薬の乱用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ること

麻薬の一切の取扱いについて、その誤用や乱用による保健衛生上の危害を防止し、一方でその有益性を活用するため

- 免許又は許可により禁止の解除
- 麻薬の取扱いを医療上又は学術研究上に限定
- 流通を限定
- 適正使用を期するため、施用の制限、管理義務、保管義務、記録義務等を課している

# 1 免許

## 麻薬及び向精神薬取締法 第2条(用語の定義)

<b>麻薬施用者</b> ・医師 ・歯科医師 ・獣医師	都道府県知事の免許を受けて、疾病の治療の目的で、 <b>業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方箋を交付する者をいう。</b>	医師等の <b>個人</b> に交付
<b>麻薬管理者</b> ・医師 ・歯科医師 ・獣医師 ・薬剤師	都道府県知事の免許を受けて、麻薬診療施設で施用され、又は施用のため交付される <b>麻薬を業務上管理する者をいう。</b> ※2人以上の麻薬施用者が診療に従事する麻薬診療施設の開設者は、免許を受けた麻薬管理者1人を置かなければなりません。	
<b>麻薬研究者</b>	都道府県知事の免許を受けて、 <b>学術研究のため</b> 、麻薬原料植物を栽培し、麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用する者をいう。	
<b>麻薬卸売業者</b> ・卸売販売業	都道府県知事の免許を受けて、 <b>麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。</b>	<b>事業者</b> に交付
<b>麻薬小売業者</b> ・薬局	都道府県知事の免許を受けて、麻薬施用者の麻薬を記載した <b>処方箋により調剤された麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。</b>	

# 1 麻薬の免許

## 免許の有効期間

法改正により、平成28年4月1日から有効期間が2年から最長3年に延長

免許を受けた日から  
翌々年の12月31日まで

【記載例】 8C○○○○



免許を受けた年号が記載されている。

免許証の期限は大丈夫ですか？

免許証には有効期限が記載されていますので確認を！

# 麻 薬 施 用 者 免 許 証

麻 薬 業 務 所

所在地 大分市○○町△△丁目□□番地

名 称 大分病院

麻薬施用者又は麻薬研究者にあっては、従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設

所在地 別府市○○町△△丁目□□番地

名 称 別府診療所

所在地

名 称

住 所

氏 名

兼務先でも麻薬を処方する場合は、従たる施設として免許証への兼務先の記載が必要

麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定により  
免許を受けた麻薬施用者であることを証明する。

令和8年2月26日

大分県知事 佐藤 樹一郎



有効期間 令和 8年 2月26日から  
令和10年12月31日まで

A:小売業者  
B:管理者  
C:施用者  
D:研究者  
数字のみ:卸売業者

# 1 免許

## (1) 麻薬施用者

- 疾病の治療の目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方箋を交付する者
- 医師、歯科医師、獣医師に限定
  - 施用する個人に限定した免許
  - 同一の施設で複数人が施用する場合は、それぞれ麻薬施用者免許が必要
  - 免許証に記載された施設でのみ施用可能

## (2) 麻薬管理者

麻薬施用者の人数を常にチェック！特に麻薬施用者が1名→2名になったとき



- 麻薬診療施設で施用され、又は施用のため交付される麻薬を業務上管理する者
- 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師に限定
  - 管理する個人に限定した免許
  - 同一の施設で複数の施用者がいる場合は、麻薬管理者が必要
  - 麻薬施用者が麻薬管理者を兼ねてもかまわない

※管理者免許は施用者免許ではない！  
→麻薬を管理者番号で処方できない

### (3) 麻薬小売業者

- 麻薬施用者の麻薬を記載した処方箋により調剤された麻薬を譲り渡すことを業とする者
- 薬局で麻薬を調剤するために必要な免許



# 麻薬免許に係わる申請・届出

## ◆免許証記載事項変更届

氏名、現住所、施設の名称変更、追加、削除

## ◆再交付申請

き損し、又は亡失したとき

## ◆返納届

有効期間の満了、免許の取り消し等

## ◆業務廃止届

有効期間内に麻薬業務の廃止

**注意**

いずれも、15日以内に提出すること

# 麻薬施用者免許証

麻薬業務所

所在地 大分市○○町△△丁目□□番地

名称 大分病院

麻薬施用者又は麻薬研究者にあつては、従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設

所在地 別府市○○町△△丁目□□番地

名称 別府診療所

所在地

名称

住所

氏名

## 記載事項

- ・麻薬業務所
- ・住所
- ・氏名

に変更があつた場合は

麻薬取扱者免許証記載事項変更届  
が必要

麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定により  
免許を受けた麻薬施用者であることを証明する。

令和 8年2月26日

大分県知事 佐藤 樹一郎

県知事印

有効期間

令和 8年 2月26日から  
令和10年12月31日まで

# よくある事例

## ◆変更の届出忘れ

(麻薬免許の記載事項変更、役員変更)

## ◆届出者等の名義の間違い

麻薬小売業者の届出等の名義の記載について

薬局開設者名(法人の場合は、法人名＋代表者の役職名＋代表者氏名)を記載

※代表者の役職名＋代表者氏名の記載が無い届出が多く見られるので注意！

※記載例

個人の場合：薬務 花子

法人の場合：〇〇株式会社 代表取締役 大分 太郎

# 注意

- ・免許の継続申請を行わず、麻薬を取り扱っていた

法違反

麻薬取扱者免許証の有効期限には、くれぐれも  
ご注意下さい。

# 令和6年12月12日施行の法改正について

・令和6年10月16日に大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令(令和6年厚生労働省令第141号)が公布され、**令和6年12月12日から**施行されることとなりました。



## 麻薬取扱者免許申請書等の様式が改正

- 1 麻薬取扱者免許新規(継続)申請書(別記第1号様式)
- 2 麻薬取扱者役員変更届(別記第1号の2様式)
- 3 麻薬廃棄届(別記第11号様式)
- 4 麻薬譲受証、譲渡証(別記第16号、17号様式)

※1, 2には**暴力団に関する欠格条項が追加**されていますので、記載漏れに注意してください。

## 2

# 譲渡・譲受、施用、廃棄

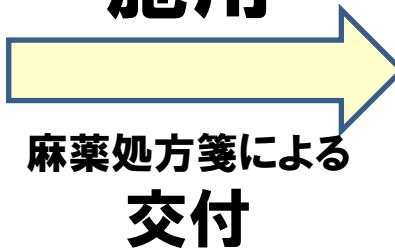
大分県内の麻薬卸売業者

譲渡

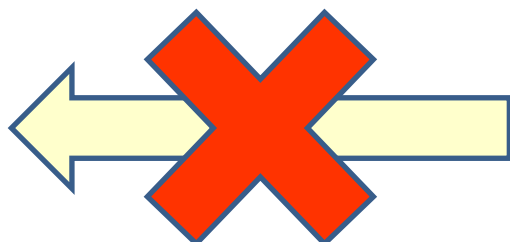


病院・診療所・動物診療施設・薬局

施用

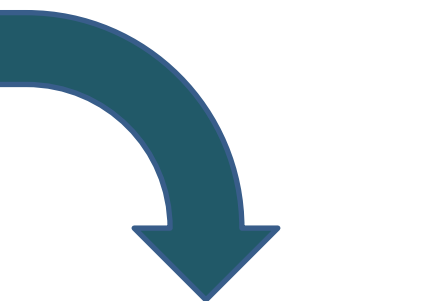


患者



返品不可

未使用分  
返却・廃棄



廃棄

(法的手続きが必要)

※他の薬局、病院、診療所との  
貸し借りは不可

(同一開設者・法人でも不可)

【例外】業務廃止に伴う譲渡、麻薬小売業者間譲渡許可

# 譲渡し

## 【麻薬診療施設】

- 麻薬施用者が麻薬を施用し、又は麻薬を施用のため交付する場合を除き、麻薬診療施設の開設者が、麻薬を譲り渡す場合は、その都度**厚生労働大臣の許可**が必要
- 同一開設者が開設する麻薬診療施設間において麻薬を受渡しをする場合でも、**厚生労働大臣の許可**が必要

## 【麻薬小売業者】

- 麻薬小売業者は、麻薬処方箋の交付を受けた者に対し、その処方箋により調剤した麻薬を交付する以外に麻薬を譲渡することはできない。
- 麻薬卸売業者へ返品もできない。



# 譲受け(購入)の注意事項

- ◆ 県内の麻薬卸売業者から譲り受けること
- ◆ 譲り受ける際には、**譲渡証(麻薬卸売業者作成)**と**譲受証の交換**が必要
- ◆ **品名・数量・製品番号・現品の確認**
- ◆ 麻薬譲渡証の保存期間は**2年間**
- ◆ **麻薬帳簿に記録**
  - 「受入」の年月日は、麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日を記載
  - 麻薬譲渡証と麻薬の到着年月日が相違するときにも、麻薬譲渡証の日付けを受入年月日とし、備考欄に実際の到着年月日を記載
  - 購入元の麻薬卸売業者名及び購入した麻薬の製品番号を備考欄に記載

# 麻薬譲受証

例：麻薬小売業者【法人】

※開設者の責任において作成すること

麻 薬 譲 受 証				令和〇〇年〇〇月〇〇日	
<small>譲受人の免許証の番号</small> <b>※現免許証の番号を書くこと</b>		第 <b>8A0000</b> 号	<small>譲受人の免許の種類</small> <b>麻薬小売業者</b>		
<small>譲受人の氏名(法人にあつては、名称)</small>		<b>株式会社〇〇薬局 代表取締役 大分太郎</b> <div style="border: 2px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> <small>株 式 会 社</small>  <small>〇〇 薬 局</small>  <small>代 表 者 印</small> </div>			
<small>譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者</small>		<small>免許証番号</small>	<small>氏名</small>		
<small>麻薬業務所又は大麻草栽培者が大麻を業務上取り扱う事務所</small>	<small>所在地</small>	<b>大分県大分市〇〇町〇丁目〇番〇号</b>			
	<small>名称</small>	<b>〇〇薬局 △△店</b>			
<small>品名</small>	<small>容量</small>	<small>筒数</small>	<small>数量</small>	<small>備考</small>	
<b>オキシコンチンTR錠10mg</b> <b>※正しい品名を書くこと</b>	<b>PTP 100T</b>	<b>1</b>	<b>100T</b>		
<small>余白部分には、斜線を引くか又は「以下余白」と記載</small>					

譲受人の氏名：法人名(株式会社〇〇薬局)、代表者職名(代表取締役)、代表者名(大分太郎)

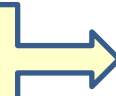
譲受人の押印：代表者の印、もしくは麻薬専用印を使用

代表者の印は毎回同じものを使用すること。

【麻薬専用印の例】




◆ 麻薬専用印とは、法人名と「麻薬専用」もしくは「麻薬及び覚醒剤原料専用」の文字の入った印



# 麻薬譲受証

例：麻薬小売業者【個人】

※開設者の責任において作成すること

麻 薬 譲 受 証					令和〇〇年〇〇月〇〇日
譲受人の免許証の番号 ※現免許証の番号を書くこと		第 8A0000 号	譲受人の免許の種類		麻薬小売業者
譲受人の氏名(法人にあつては、名称)		大分 宗麟 			
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者		免許証番号	氏名		
麻薬業務所又は大麻草栽培者が大麻を業務上取り扱う事務所	所在地	大分県大分市〇〇町〇丁目〇番〇号			
	名称	〇〇薬局			
品名	容量	筒数	数量	備考	
オキシコンチンTR錠10mg ※正しい品名を書くこと	PTP 100T	1	100T		
余白部分には、斜線を引くか又は「以下余白」と記載					

譲受人の氏名：開設者(大分 宗麟)

譲受人の押印：開設者の個人印は毎回同じ印を使用

麻薬の譲受の際に必要な応じて破損がないか確認してください。  
(必ずしも確認する必要はありません)

## 破損を発見した場合

### ① 両者立会時

麻薬卸売業者が麻薬事故届提出

麻薬譲渡証・麻薬譲受証をそれぞれ返納



麻薬を箱ごと麻薬卸売業者が持ち帰る



麻薬卸売業者が麻薬事故届を提出

### ② ①以外

譲り受けた側が麻薬事故届を提出

## ◆ 麻薬業務廃止に必要な手続き

- 薬局等の閉鎖、移転
- 麻薬の取扱いをやめる
- 開設者の変更(個人→法人、法人→別法人等)
- 開設者である法人の解散

注意

### ➡ 残余麻薬届

現に所有する麻薬の品名・数量を15日以内に届出

所有する麻薬が無くても提出が必要  
「残余なし」で提出



# ◆麻薬業務廃止に伴う譲渡等

所有する麻薬がある場合

50日以内に下記のいずれかの方法で対応

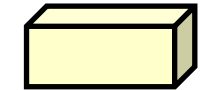
## 譲渡

県内の麻薬営業者(麻薬卸売業者、麻薬小売業者)  
・麻薬診療施設の開設者・麻薬研究者に譲渡

※譲渡後15日以内に「**残余麻薬譲渡届**」

## 廃棄

予め管轄の保健所・保健部に「**麻薬廃棄届**」を提出  
したうえで、保健所・保健部職員の立会の下で廃棄



残余麻薬



50日を超えると不法所持となることもあり



NEW

## ◆麻薬小売業者間譲渡許可

(大分県HP <https://www.pref.oita.jp/soshiki/12610/mayakukourikanjouto.html>)

- ・令和3年厚生労働省令第118号「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、**令和4年4月1日**から規制緩和された。

**今まで**

急な麻薬処方箋により調剤することができない場合に限り、当該不足分を近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することが可能。



薬局において医療用麻薬が適切かつ円滑に患者に提供されることを目的に

**令和4年4月1日から** 上記に加え、一定の条件の下、90日以上譲渡譲受がない場合において、近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することが可能に。

# ◆ 麻薬小売業者間譲渡許可の申請要件

## 施行規則第9条の2第1項

2以上の麻薬小売業者(薬局)は、次に掲げる①、②の要件を満たす場合に限り、共同して、麻薬の譲り渡しの許可を申請することができます。

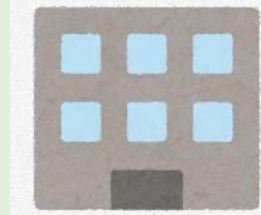
① いずれの麻薬小売業者も、イ、ロに掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者であること

イ 共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫の不足のため麻薬処方箋により調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとする者であること

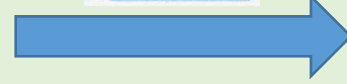
ロ 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲り受けの日から90日以上を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項(麻薬処方箋を所持するものへの譲渡)若しくは第12項(都道府県知事の許可を受けて麻薬小売業者間での譲渡)の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡の日から90日を経過したものを保管しているとき

② いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る、麻薬小売業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること。

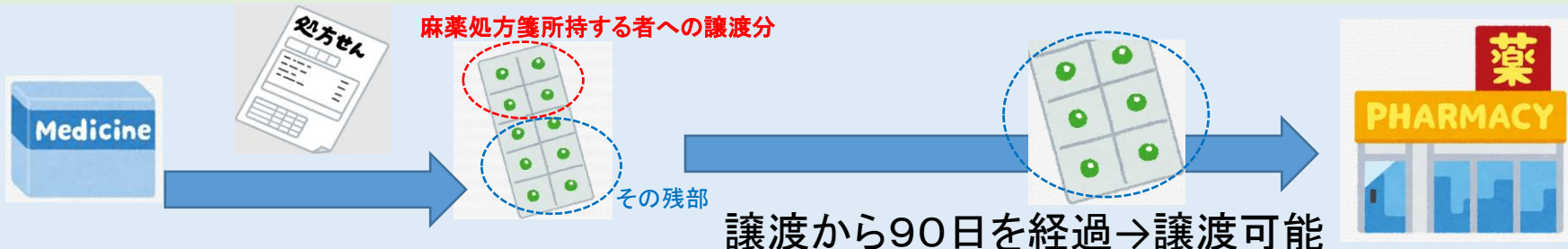
麻薬卸売業者



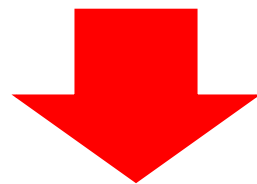
※証紙による封の有無は問わない



譲受から90日を経過→譲渡可能



- ・イについて、在庫量の不足以上の譲渡を行うこと
- ・ロについて、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬以外の譲渡を行うこと、譲受け又は麻薬処方箋所持者への譲渡しの日から90日を経過していない麻薬の譲渡を行うこと

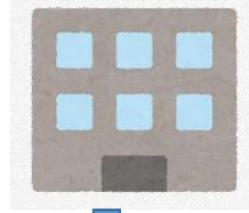
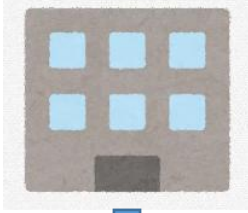


法第64条の2又は第66条の不正所持、不正譲渡・譲受に該当します。

麻薬卸売業者

麻薬卸売業者

麻薬卸売業者



麻薬A2mgの譲り受け

麻薬A2mgの譲り受け

麻薬A2mgの譲り受け



ロット番号1111

ロット番号2222

ロット番号3333

小売業者間譲渡可能



4月1日 5月1日 6月1日 7月1日 8月1日 9月1日 10月1日 10月30日

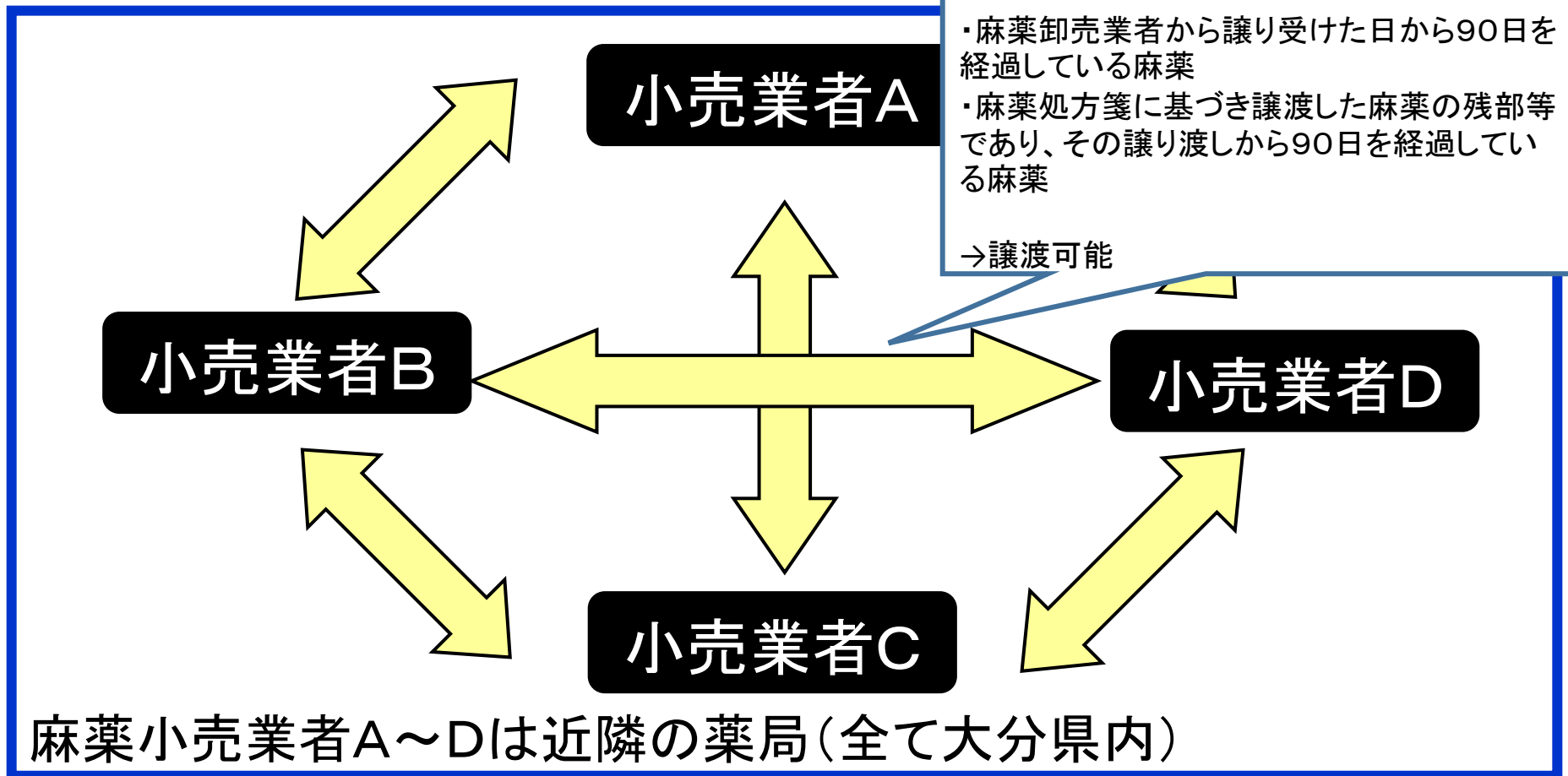
日数の流れ

最終の同品名の受払日から90日が経過していなければ  
麻薬小売業者間で譲渡できません！

大分県の麻薬小売業者間譲渡許可  
のHPに掲載している質疑応答集に  
詳細が載っています(Q47,49,51,53)

※4月1日、6月1日に譲り受けたロット番号1111と2222は、  
8月1日に同品目のロット番号3333の譲り受けがある場合、  
10月30日以降でなければ麻薬小売業者間譲渡できません。

## 麻薬小売業者間譲渡許可申請



※申請できる麻薬小売業者の数、移動距離について(大分県の場合)

✓ 麻薬小売業者の数 : 20業者以内

✓ 麻薬小売業者間の移動距離 : 概ね20km以内

(移動時間が概ね30~40分)

# ◆麻薬小売業者間譲渡許可の申請について

許可の有効期間:許可の日からその日の属する年の翌々年の12月31日まで

共同で申請(都道府県知事に提出)

正本1部+副本(申請者の数と同じ部数)  
例)申請者数3の場合→1+3=4部提出

許可書は5年保存すること



薬局A



薬局B



薬局C

申請書

別記第18号の2様式(第九号の二関係)  
麻薬小売業者間譲渡許可申請書

共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足を補足する必要があると認めると  
及又は麻薬調剤業者から譲り受けられた麻薬等であつて、その譲受けの日から即日を経過したものを保管しているとき、若しくは麻薬調剤業者から譲り受けられた麻薬等について、その一部を法第24条第1項第2号に基づき譲渡した回数において、その譲渡した回数に相当するものを保管しているときを除き、麻薬を譲り渡した回数に相当するものを保管しているときを除く。

年月日		申請者	譲渡者
○	年月日	譲渡者(氏名及び住所) 譲渡者(法人にあっては、名称)	譲渡者(氏名及び住所) 譲渡者(法人にあっては、名称)
○	年月日	譲渡者(氏名及び住所) 譲渡者(法人にあっては、名称)	譲渡者(氏名及び住所) 譲渡者(法人にあっては、名称)
○	年月日	譲渡者(氏名及び住所) 譲渡者(法人にあっては、名称)	譲渡者(氏名及び住所) 譲渡者(法人にあっては、名称)

大分県知事 殿

(注)  
1 期限の満了日は、A.4とする。こと。  
2 麻薬業務所及び申請者(個人)にその全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。

(別記様式2)  
麻薬小売業者間譲渡許可書

別記 号

申請のあった麻薬小売業者間譲渡者、麻薬及び付随麻薬取締法(昭和29年法律第14号)第24条第12項第1号の規定により、申請のとおり許可する。

年月日から  
年月日まで

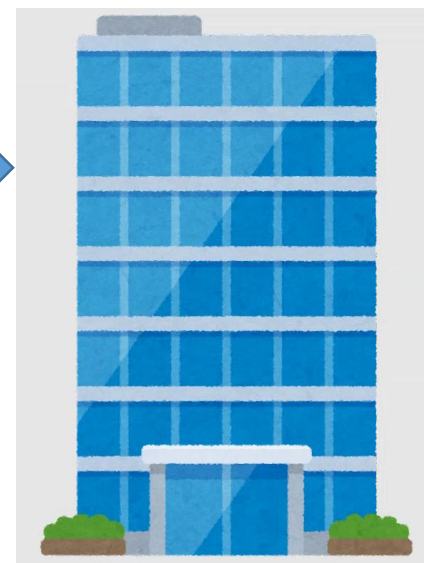
譲り渡しの期間

なお、本許可については、同法第29条の6の規定により、以下の条件を付する。  
① 他の麻薬小売業者等に麻薬を譲り渡す場合には、麻薬処方せんの写し(麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合の除却後)及び譲渡人(譲渡者)が作成した譲渡確認書の交付を受けた後又はこれと併せて麻薬を交付し、同時に、自ら作成した譲渡確認書を麻薬の譲受人に交付すること  
② ①により交付を受けた麻薬処方せんの写し(麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合の除却後)及び譲渡確認書又は譲渡確認書は、交付を受けた日から5年間保存すること  
③ 同法第29条に2以上の麻薬小売業者間譲渡許可を受けないこと(ただし、本許可書を作成した場合はこの限りではない。)

年月日

都道府県知事

許可書



管轄の保健所

添付書類

- ①麻薬小売業者免許証の写し(全店舗分)
- ②申請麻薬小売業者業務所間の距離と時間に関する資料

記載内容

- ①申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- ②麻薬業務所の名称及び所在地
- ③麻薬小売業者を代表する者を置く場合は、その氏名(法人にあってはその名称)
- ④期間を限定して許可を受けようとする場合は、その期間

# ◆ 麻薬小売業者間譲渡許可の変更届について

提出部数：正本1部、副本 申請者数分

別記第10号の3様式（第九条の二関係）

## 麻薬小売業者間譲渡許可変更届

許可年月日		年 月 日		許可番号
申請者	麻薬業務所	所在地		
		名 称		
	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地		
	氏名	法人にあつては、名称		
譲渡者	麻薬業務所	所在地		
		名 称		
	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地		
	氏名	法人にあつては、名称		
変更・免許の失効の事由及びその年月日				
<input type="checkbox"/> 当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得ている。				
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可免許の失効・変更を行ったので届け出ます。 年 月 日				
①麻薬業務所名称				
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）				
氏名（法人にあつては、名称）				
②麻薬業務所名称				
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）				
氏名（法人にあつては、名称）				
大分県知事 殿				
備考				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者の全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。
- 3 代表者の変更を届け出る場合は、変更前の氏名欄に変更前の代表者を、変更後の氏名欄に変更後の代表者を、変更・免許の失効の事由及びその年月日欄に代表者を変更する旨を記載すること。
- 4 代表者のみが届出を行う場合は、当該届出の内容について、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、必要事項を記載すること。また、同意を得ている場合は、同意欄にチェックを入れること。

許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内において、許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の**免許が失効したとき**、又は許可業者の**氏名**（法人にあつては、その名称）、**住所**（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）若しくは**麻薬業務所の名称等に変更を生じたときは**、速やかに、その旨を記載した届書に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて、その麻薬事業所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して届け出なければなりません。

すでに許可を得ていて**新たに代表者を置く場合は変更届を提出すること**

**代表者を置き、代表者が当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た場合には、代表者のみが届出てもかまいません(チェックボックスにチェックを入れてください)**

許可業者が3以上になると記載する欄が不足するため、別紙(別紙様式5)を設けて記載事項を記載すること。

### 添付書類

- ・麻薬小売業者間譲渡許可書(全店舗分)
- ・変更届を提出すべき事由の発生を証明する書面

# ◆ 麻薬小売業者間譲渡許可の追加届について

提出部数：正本1部、副本全ての許可業者＋新規追加業者分

別記第10号の4様式（第九条の二関係）

## 麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届

許可年月日	年 月 日	許可番号
追加する麻薬小売業者	麻薬業務所	所在地 名称
	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地
	氏名	法人にあつては、名称
<input type="checkbox"/> 代表者及び追加する麻薬小売業者のみが届出を行う場合であり、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得ている。		
<p>上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に他の麻薬小売業者を加える必要があるもので届出します。共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方箋により調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、若しくは麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡の日から90日を経過したものを保管しているときに限り、麻薬を譲り渡したいので届出します。</p>		
年 月 日		
①麻薬業務所名称	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称）	
②麻薬業務所名称	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称）	
③麻薬業務所名称	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称）	
大分県知事	印	
備考		

代表者を置き、代表者が当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た場合には、代表者及び新たに追加する麻薬小売業者のみが届出てもかまいません

- (注意)
- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
  - 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者の全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。

**添付書類**

- ・麻薬小売業者間譲渡許可書(全店舗分)
- ・追加する麻薬小売業者の免許証の写及び業務所間の距離と時間に関する資料

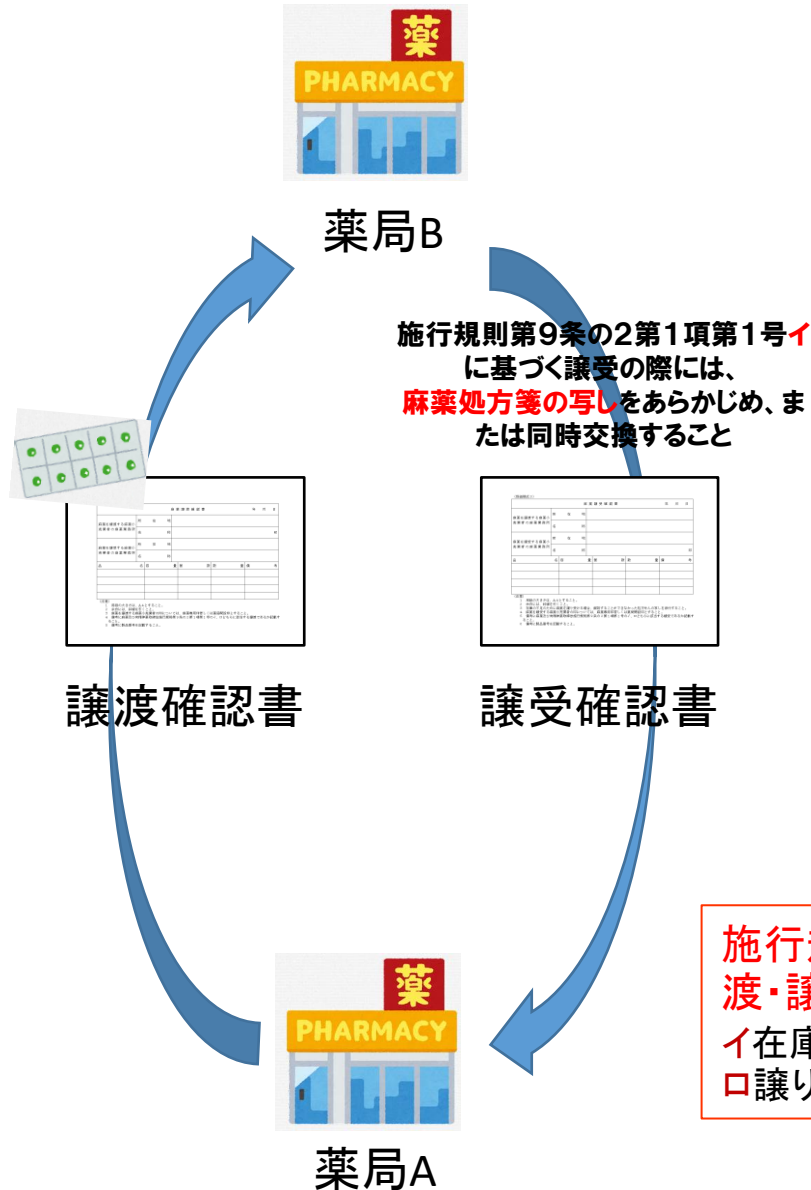
許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内に**当該許可業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるとき**は、申請要件スライドに掲げるすべての要件を満たす場合に限り、**当該許可業者以外の麻薬小売業者(追加する麻薬小売業者)と共同して届け出ることが**できること。また、本届出を行う場合には、当該許可業者と当該許可業者以外の麻薬小売業者は、以下に掲げる事項を記載した届書をその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければなりません。

- ・申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
  - ・麻薬小売業者を代表する者(以下「代表者」という。)を置く場合は、その氏名(法人にあつては、その名称)
  - ・麻薬業務所の名称及び所在地
  - ・期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間
  - ・いずれの申請者も次に掲げる場合に限り麻薬を譲り渡す旨
- イ他の申請者がその在庫量の不足のため、麻薬処方箋により調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき
- ロ麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡の日から90日を経過したものを保管しているとき

# ◆ 麻薬譲渡・譲受確認書について

麻薬専用印若しくは  
薬局印を押印すること

## 麻薬譲渡・譲受確認書は2年間保存すること



麻薬譲渡確認書		年	月	日
麻薬を譲渡する 麻薬小売業者の 麻薬業務所	所在地	大分県〇〇市〇〇町1丁目1番1号		
	名称	●●薬局	印	
麻薬を譲受する 麻薬小売業者の 麻薬業務所	所在地	大分県〇〇市△△町1丁目1番1号		
	名称	▲▲薬局	印	
品名	容量	筒数	数量	備考
〇〇錠Xmg	100錠/箱	1箱	100錠	施行規則第9条の2第1項第1号ロで譲渡 製品番号:〇〇〇〇 使用期限:2023.3.31 <b>最終受払日:2021.4.1</b>

最終受払日を記載すること

施行規則第9条の2第1項第1号のイ、ロのどちらに基づく譲渡・譲受なのかを備考欄に記入すること

- イ 在庫の不足のため麻薬処方箋により調剤することができない場合
- ロ 譲り受けの日から90日以上を経過したものを保管している場合

# ◆ 麻薬帳簿の記載例について

施行規則第9条の2第1項第1号のイ、ロのどちらに基づく譲渡・譲受なのかを備考欄に記入すること

- イ 在庫の不足のため麻薬処方箋により調剤することができない場合
- ロ 譲り受けの日から90日以上を経過したものを保管している場合

A薬局における麻薬帳簿(品名●●錠Xmgの口座) 単位 錠

年月日	受入数量	払出数量	在庫数量	備考
2022/3/25		30	10	高橋次郎
2022/4/1		10	0	鈴木三郎
2022/4/1	40		40	B薬局から譲受 施行規則第9条の2第1項第1号ロ 製品番号:○○○○ 使用期限:2023.3.31
2022/4/1		20	20	鈴木三郎
2022/5/1		10	10	山本一郎
2022/5/1	20		30	B薬局から譲受 施行規則第9条の2第1項第1号イ 製品番号:○○○○ 使用期限:2023.3.31
2022/5/1		30	0	鈴木三郎
2022/5/2	100		100	○○薬品(製品番号A1234)
2022/9/1		70		C薬局への譲渡 施行規則第9条の2第1項第1号のロ 製品番号:○○○○ 使用期限:2023.3.31

製品番号・使用期限を記入

イに基づく譲受は不足分を上回る譲受はできないので注意(在庫数量10錠で処方数が30錠なのでB薬局から譲受可能数量は20錠まで)

ロに基づく譲渡は最新の同品名の譲受・譲渡の日から90日を経過していることを確認すること

## ◆ 薬局間譲渡用の補助簿について

許可業者は、他の許可業者との間で譲渡・譲受を行った麻薬の品名及び数量についても、法第47条第2号の「譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量」(麻薬年間届)として、毎年11月30日までに都道府県知事に届け出なければならないことになっているので、下記のような薬局間譲渡用の補助簿をつくっておくと便利です。

**(麻薬年間届には内数として括弧書きで数量を記載し、備考欄に麻薬小売業者間譲渡許可に基づく譲渡・譲受である旨を記載すること。)**

年月日	受入	払出	品名	相手方薬局名
2021/4/1	40錠		〇〇錠Xmg	B薬局から譲受 施行規則第9条の2第1項第1号 □ 製品番号:〇〇〇〇 使用期限:2023.3.31
2021/4/20		5枚	□パッチYmg	C薬局への譲渡 施行規則第9条の2第1項第1号 イ 製品番号:〇〇〇〇 使用期限:2023.7.31

# 麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答①

問 1つの品名で、複数ロットがある場合、譲り受けてから90日経過していないロットがあっても、90日経過したロットは譲渡できますか。

答 麻薬の品名毎の判断となりますので、設問の場合90日を経過していないと判断されます。このため、規則第9条の2第1項第1号ロに基づく譲渡はできません。

質疑応答集：問52

# 麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答②

問 麻薬小売業者間譲渡許可により譲り受けた麻薬を麻薬小売業者間譲渡許可により再度他の許可業者に譲り渡すことはできますか。

- イ 在庫の不足のため麻薬処方箋により調剤することができない場合
- ロ 譲り受けの日から90日以上を経過したものを保管している場合

答 規則第9条の2第1項第1号のイに基づき麻薬を譲り受けた場合、通常、当該麻薬は調剤後、患者に全量譲渡されるため、再度他の許可業者に譲渡することは想定されません。ただし患者が来局しなかった場合、譲り受けた麻薬が在庫となることがあります。このような場合においては当該麻薬を同号イによって、再度他の許可業者に譲り渡すことができます。

同号ロによって譲り受けた場合、当該麻薬を同号イによってのみ、再度他の麻薬小売業者に譲り渡すことができます。

したがって、同号イ又はロによって譲り受けた麻薬を再度同号イによって他の許可業者に譲り渡すことはできますが、同号ロによって、他の許可業者に譲り渡すことはできません。(規則第9条の2第1項参照)

イ→イ ○(患者が受け取りに来なかった場合)

ロ→イ ○

イ→ロ ×

ロ→ロ ×

## 麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答③

問 複数の許可業者が保有する期限切れ麻薬を一の許可業者でまとめて廃棄することを目的として、期限の切れた麻薬を譲渡することはできますか。

答 麻薬小売業者間譲渡許可の趣旨に鑑み、当該譲渡・譲受が、患者に対する適切かつ円滑な麻薬の提供に資するものであるか、考慮して下さい。

使用期限切れの麻薬を譲渡する等、本制度の趣旨に沿わない譲渡・譲受は行わないでください。(局長通知2(4)⑥参照)

**質疑応答集：問60**

## 麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答④

問 麻薬小売業者間譲渡許可により譲り受けた麻薬と麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬を区別して保管することが求められていますが、麻薬保管庫も別にする必要はあるのでしょうか。

答 保管庫を別にする必要はありません。麻薬小売業者間譲渡許可により譲り受けた麻薬については、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬と区別して保管するなどし、識別できる状態にしてください。

また、規則9条の2第1項第1号のイ又はロで譲り受けた麻薬についても、譲り受けた麻薬毎に区別して保管する等、識別ができる状態にすることが望ましいです。(局長通知2(4)⑤、課長通知3(4)参照)

**質疑応答集：問64**

## 3

## 麻薬の管理・保管

- ◆ 麻薬は鍵をかけた堅固な設備内に保管  
※机の引き出しやロッカーは保管庫として認めない。
- ◆ 麻薬専用の固定した金庫又は容易に移動できない金庫(重量金庫)で、施錠設備のあるもの
- ◆ 向精神薬や覚醒剤原料、毒薬等を決して一緒に保管しない  
※麻向法第34条第2項:麻薬以外の医薬品(覚醒剤を除く)と区別

麻薬・覚醒剤以外のものが入っていないか？

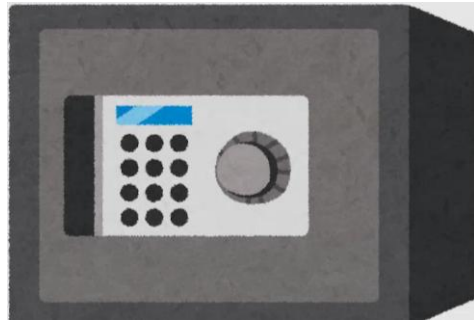
鍵の管理は十分行われているか？

盗難防止を考慮し、人目に付かず、関係者以外の出入りがない場所を選ぶことが望ましい。

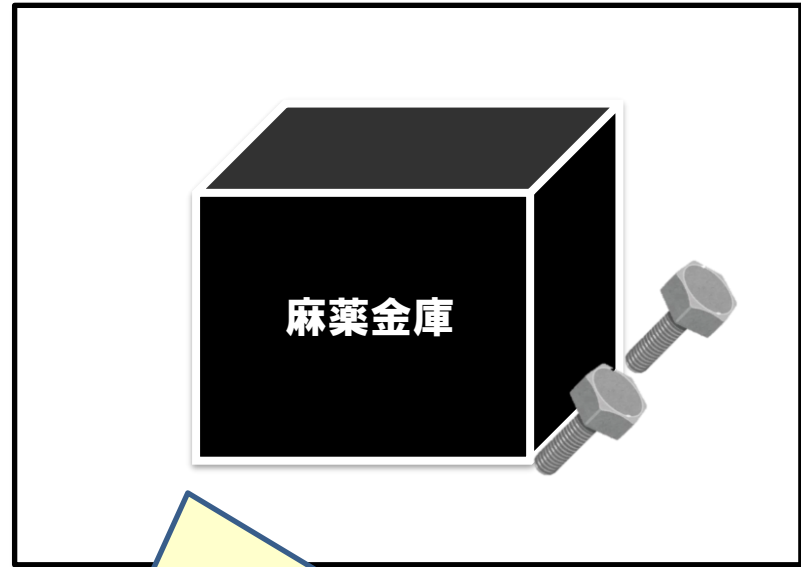
定期的に帳簿残高と在庫現品を照合(在庫確認)



# 麻薬保管庫



重量金庫



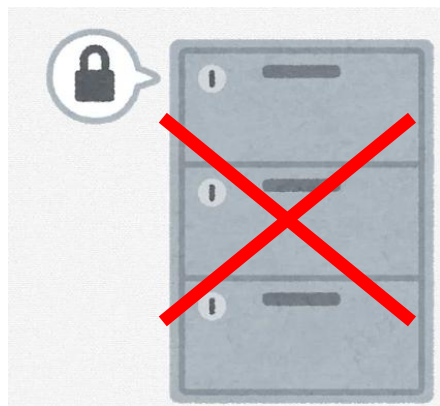
構造物等に固定した金庫  
安易に持ち運べないもの



- ✓ 麻薬専用
- ✓ 金属製
- ✓ 鍵は2箇所以上が望ましい

※病棟や手術室で保管する際も金庫が必要

# 麻薬保管の不適切事例



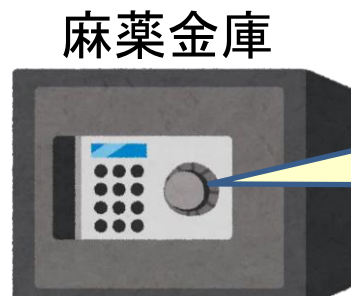
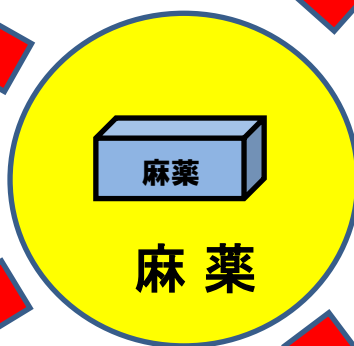
ロッカー・引き出し保管



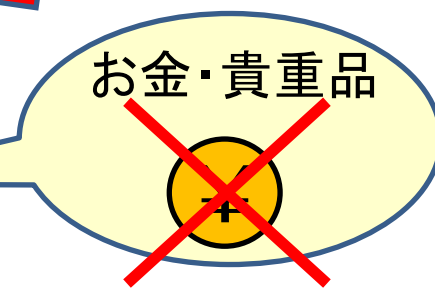
自宅で保管



手提金庫で保管



麻薬金庫



※麻薬帳簿や麻薬譲渡証、麻薬処方箋等も金庫に入れない。

# 麻薬管理のポイント！

## 在庫数

- 定期的に帳簿と照らし合わせ、在庫数を確認。

## 使用期限

- 在庫確認に合わせて使用期限を確認。

## 廃棄は慎重に

- 誤調製や誤調剤等、廃棄届を提出の上、立ち会いが必要な場合があります。

上記3点が適切に実施されておらず、実際に麻薬事故が起きています。

# 麻薬事故の事例

## ◆ 麻薬の数が帳簿と合わない(実在庫が不足)

### ・特に貼付剤

書類の間に挟まりやすく、誤って空箱と一緒に廃棄してしまうなど、所在不明となるケースが多いので注意！

## ◆ 期限切れの麻薬を使用してしまった

### ・動きのない麻薬には注意

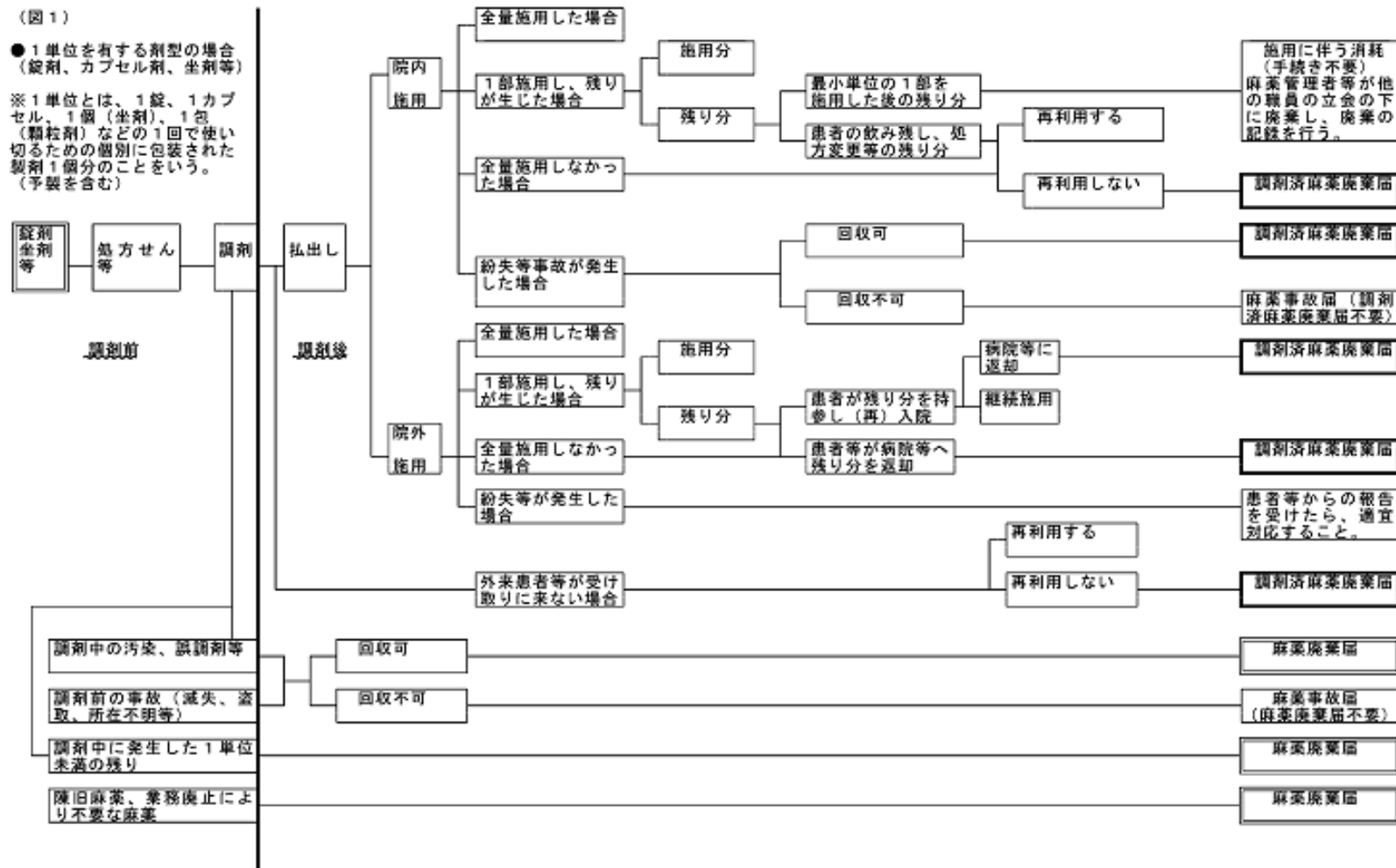
## ◆ 麻薬の無届廃棄

### ・誤調製、誤調剤等は**麻薬廃棄届**が必要

(図1)

● 1単位を有する剤型の場合  
(錠剤、カプセル剤、坐剤等)

※ 1単位とは、1錠、1カプセル、1個(坐剤)、1包(顆粒剤)などの1回で使い切るための個別に包装された製剤1個分のことをいう。  
(予製を含む)



## 4 麻薬処方箋

✓ 麻薬小売業者では以下の項目が記載されているか確認

1. 患者の氏名、年齢(生年月日)
2. 患者住所
3. 麻薬の品名、分量、用法、用量、投薬日数
4. 有効期間
5. 発行年月日
6. 麻薬施用者の氏名、押印(署名)、**麻薬施用者免許番号**
7. 麻薬診療施設の名称、所在地

※院内処方箋の場合には、上記2、4、7の事項を省略することができる

## 4 麻薬処方箋

### 調剤済みの麻薬処方箋の保管

- ◆ 院外麻薬処方箋・・・**3年間**  
(麻薬小売業者が保管)
- ◆ 院内麻薬処方箋・・・**2年間**  
(麻薬管理者が保管)

## 5 帳簿

麻薬小売業者は施設に帳簿を備え付け、以下の事項を記載する必要があります。

- ①譲り受け又は廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日
- ②譲り渡した麻薬の品名、数量及びその年月日(コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ(ジオニン)及びこれらの塩類については、記載する必要はありません。)
- ③「麻薬事故届」を提出した場合は、届け出た麻薬の品名、数量及び事故年月日(届出年月日については、備考欄に記載)
- ④廃棄した麻薬については、備考欄に届出年月日

麻薬を受け入れたり、払い出した際には帳簿への記載だけでなく、実際の在庫数量と帳簿上の在庫数量が一致していることを必ず確認。



# 帳簿の記載にあたっての留意事項

- 品名、剤形、規格、濃度別に口座を設けて記載
  - ✓ 麻薬の原末から、10%散を予製した場合には、10%散の口座を新たに作成して記載
- 帳簿の記載には、万年筆、サインペン、ボールペン等の字が消えないものを使用
- 訂正は、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、訂正印を押しその脇に正しい文字等を記載。
  - ✓ 修正液や修正テープは使用しない
- 帳簿の記載は、原則として、麻薬の受入れ又は払出しの都度行うこと。
- 麻薬注射剤の受入れ、払出しの記録は、アンプル単位で記載。
  - ✓ 麻薬注射剤の施用残液を廃棄した場合には、備考欄に廃棄数量をmL単位で記載し、立会者が署名又は記名押印

## 帳簿の記載にあたっての留意事項

- アヘンチンキ等の自然減量及びモルヒネ原末、倍散等の秤量誤差  
→麻薬診療施設の場合は麻薬管理者(麻薬管理者のいない施設においては麻薬施用者)が、麻薬小売業者の場合は薬局開設者又は管理薬剤師が、他の職員の立会いのもとに確認のうえ、**帳簿にその旨を記載し、備考欄に立会者が署名又は記名押印**
- リン酸コデイン、リン酸ジヒドロコデイン、塩酸エチルモルヒネの10%散(水)、1%散(水)  
→受入れの数量、年月日を記載するのみで個々の払出しについては記載する必要はありません。

# 帳簿の記載にあたっての留意事項(受入)

- 「受入」の年月日は、麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日を記載
  - ✓ なお、麻薬譲渡証と麻薬の到着年月日が相違するときにも、麻薬譲渡証の日付けを受入年月日とし、備考欄に実際の到着年月日を記載
- 購入先の「麻薬卸売業者の氏名又は名称」及び「購入した麻薬の製品番号」を備考欄に記載
- 外来患者に一旦交付された麻薬を患者又は患者の遺族等から譲り受けた場合には、廃棄の記録を記載
  - ✓ 麻薬管理簿の補助簿(廃棄簿)を作成すると便利
  - ✓ 補助簿を作成しない場合には、元帳簿の受入欄に受入数量を( )書きで記載し、残高には加えず、備考欄に「麻薬を譲り受けた相手の氏名」及び「廃棄年月日」、「調剤済麻薬廃棄届提出年月日」を記載し、廃棄の立会者が署名又は記名押印

# 帳簿の記載にあたっての留意事項(払出)

- (麻薬診療施設)  
麻薬を施用し、又は施用のため交付した「患者の氏名」又は「カルテNo」を備考欄に記載
- (麻薬小売業者)  
麻薬処方箋により調剤した「患者の氏名」を備考欄に記載

品名	オキシコンチン錠10mg			単位	錠
年月日	受入	払出	残高	備考	
4.10.1			2000	前帳簿から繰り越し	
4.10.27		120	1880	高橋×子他4名(注1)	
4.11.1	(20)		1880	佐藤○子より返納、11/30廃棄 12/15調剤済麻薬廃棄届出 立会者署名○○(注2)	
5.2.6	(18)		1880	鈴木○夫より返納 2/6廃棄、2/8調剤 済麻薬廃棄届出、 立会者署名(注2)	
5.2.7		125	1755	変質により廃棄、2/1麻薬廃棄届出 立会者 麻薬取締員○○(注3)	
5.2.8	(10)		1765	○○薬局から譲受(注4) ※麻薬小売業者間譲渡許可を受けてい る場合に限る。 ※施行規則第9条の2第1項第1号のイ、 口のどちらに基づく譲渡・譲受なのかを 備考欄に記載。(製品番号・使用期限も 記載)	

## 前ページの注釈

(注1)患者数名に麻薬を払い出した場合

(注2)患者より返納を受けた麻薬を廃棄した場合

(注3)廃棄届に基づき麻薬を廃棄する場合

(注4)麻薬小売業者間譲渡許可を受けている場合に限る。

品名	モルヒネ塩酸塩注射液10mg			単位	A (1ML)
年月日	受入	払出	残高	備考	
4.10.1			2	前帳簿から繰り越し	
4.10.1		1	1	佐藤 ○子 (施用残0.3mL廃棄済み) 立会者署名○○	
4.10.2	10		11	大分卸売(株)△△支店 製品番号○○-○○	
4.10.3		1	10	破損により流失 (10月4日事故届)	
4.10.4		1	9	○田 ○子	

麻薬譲渡証の日付を記入、備考欄に到着年月日を記入してください。



# コンピューターによる帳簿管理

各施設に応じたデータ改ざん・破損防止対策を講じてください。

- ✓ 麻薬帳簿専用端末の設置
- ✓ ファイルのアクセス制限（パスワード設定など）
- ✓ 定期的なバックアップの実施

## 注意

出力された印刷物をもって帳簿とみなします。  
定期的に印刷して保管してください。

## 6

# 麻薬の廃棄



## (1) 麻薬廃棄届

以下の麻薬を廃棄する場合

- 期限切れ麻薬
- 変質等により使用しない麻薬
- 調剤過誤により使えなくなった麻薬

予め「麻薬廃棄届」を管轄の保健所・保健部へ提出

➡ 保健所・保健部（大分市内は薬務室）の担当者  
立会のもと廃棄

# 麻薬廃棄届

免許証の番号	〇A〇〇〇〇号	免許年月日	令和〇年〇月〇日
免許の種類	麻薬小売業者	氏名	株式会社〇〇薬局
麻薬業務所又は麻薬の所在場所	所在地	大分市〇〇町〇〇丁目〇番〇号	
	名称	〇〇薬局 △△店	
廃棄しようとする麻薬	品名	数量	
	MSコンチン錠10mg	54錠	
廃棄の年月日	令和〇年〇月〇〇日(※大分市の場合、届出時に廃棄日時を記載しておく必要は無い。)		
廃棄の場所	調剤室内		
廃棄の方法	粉碎後放流		
廃棄の理由	期限切れのため		
上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。 年 月 日 株式会社 〇〇薬局 代表取締役 〇〇 〇〇 大分県知事 殿			

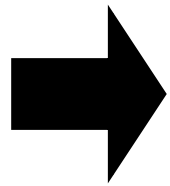
病院や診療所、薬局等の開設者の住所、氏名(法人にあっては主たる業務所の所在地及び名称を記入)を記載

## (2) 調剤済麻薬廃棄届

以下の麻薬を廃棄する場合

- 患者死亡により家族から届出
- 処方変更等で必要がなくなった

麻薬診療施設の場合は麻薬管理者(麻薬管理者のいない施設においては麻薬施用者)が、麻薬小売業者の場合は薬局開設者又は管理薬剤師が、他の職員の立会いのもと**廃棄し、帳簿に記載**。



**廃棄後30日以内**に「**調剤済麻薬廃棄届**」を  
管轄の保健所・保健部へ提出

30日以内であればその間の複数の廃棄をまとめてひとつの届出書で提出可



# 調剤済麻薬廃棄届

免許証の番号	○A○○○○号	免許年月日	令和○年○月○日	
免許の種類	麻薬小売業者	氏名	株式会社○○薬局	
麻薬業務所	所在地	大分市○○町○○丁目○番○号		
	名称	株式会社○○薬局 △△店		
廃棄した麻薬	品名	数量	廃棄年月日	患者の氏名
	MSコンチン錠10mg	14錠	令和○年2月1日	○○○○
廃棄の方法	粉碎後放流			
廃棄の理由	剤形変更となったため			
上記のとおり、麻薬を廃棄したので届け出ます。 年 月 日 住所 大分市○○町○○丁目○番○号 氏名 株式会社○○薬局  代表取締役 ○○ ○○		病院や診療所、薬局等の開設者の住所、氏名(法人にあっては主たる業務書の所在地及び名称を記入)を記載		
大分県知事	殿			

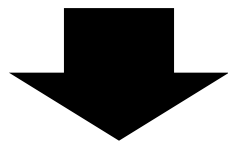
## 麻薬の廃棄にあたっての留意事項

調剤中の事故等の場合、麻薬事故届もしくは麻薬廃棄届を提出する必要があります。

医療機関及び薬局については各麻薬管理マニュアルの別添フロー図で確認を行い、**わからなければ必ず管轄の保健所・保健部（大分市内の場合は薬務室）に問い合わせること。**

## 7 麻薬の事故届

管理している麻薬の**滅失、盗取、破損、流出、所在不明**等の事故が発生した場合



すみやかに「**麻薬事故届**」を提出

- ◆ 麻薬診療施設の場合は**麻薬管理者**(麻薬管理者のいない施設においては**麻薬施用者**)が、麻薬小売業者の場合は**開設者**が提出
- ◆ 麻薬の品名・規格・数量(mLやg等で記載)
- ◆ 事故の状況を詳細に記載(5W1H)
- ◆ 麻薬帳簿の備考欄に麻薬事故届を提出した旨記載し、麻薬事故届の写しを保管

**盗取**の場合は**速やかに警察署**へも届出

## アンプル注射剤の破損等による流出事故

一部回収した麻薬については、医療上再利用できないため、本来回収できた麻薬とは認められない。



事故及び経過を詳細に記載した「麻薬事故届」を提出することで、あらためて麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届の提出は必要ありません。

（回収量は必ず記載）

# 麻薬事故届

免許証の番号	○A○○○○	免許年月日	令和○年○月○日
免許の種類	麻薬小売業者		
麻薬業務所	所在地	大分市○○町○丁目○番地○号	
	名称	○○薬局 △△店	
事故が生じた麻薬	品名	数量	
	フェントステープ1mg	1枚	
事故発生年月日 場所、事故の種類	○月○日、薬剤師Aがフェントステープ1mg7枚を調剤した。△月△日、薬剤師Bが麻薬金庫内の麻薬数量と麻薬帳簿の確認をおこなったところ、実在庫数が帳簿の記載より1枚少ないことが判明した。調剤室内を隈無く探したが見つけることができなかった。		

上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。

**麻薬事故に至った経緯を詳細に記載する**

令和○年○月○日

住所 大分市○○町○丁目○番地○号

氏名 株式会社○○薬局

代表取締役 ○○

大分県知事

殿

**薬局等の開設者の住所、氏名  
(法人にあっては主たる業務所の  
所在地及び名称)を記載**

# ◆麻薬事故届等の記載方法について

わかりやすく簡潔に記載して下さい。

※事故の内容によっては、九州厚生局の麻薬取締部まで報告が必要となる場合があります。

- ✓ いつ？
- ✓ 誰が？
- ✓ どこで？
- ✓ 何を？
- ✓ どのようにした時に？
- ✓ どうなったのか？（破損、流出、盗取、所在不明、その他）
- ✓ 回収できた麻薬の量は？
- ✓ 事故麻薬の廃棄は、いつ？どこで？誰が？
- ✓ 他の誰の立合で廃棄したか？

## 【記載例】

令和〇〇年〇月〇日、内視鏡検査時に看護師〇〇〇〇が医師〇〇〇〇にペチジン注射液を手渡すときに、誤って滑らせて床に落下させアンプルを破損した。注射器等で1mL回収し、その他はティッシュ等で拭き取った。

事故発生と同じ日に薬剤部の流しで、麻薬管理者〇〇〇〇、医師〇〇〇〇立ち会いの下、放流し廃棄した。

## 8

## 麻薬の年間報告

※麻薬以外のものは  
報告に記載しないこと！

- 毎年10月1日～翌年9月30日までの麻薬  
取扱量を11月30日までに報告
- 1年間使用しなかった麻薬についても報告
- 所有する麻薬がなくても報告

- ・年間報告の作成時は所有している麻薬について、実際の在庫数量と帳簿上の在庫数量が一致していることを必ず確認。
- ・前年度報告の9月30日在庫数量と10月1日在庫量が合っているか確認



NEW

9

# 麻薬取扱者の麻薬関係業務 を行う役員の変更の届出に ついて

麻薬小売業者、麻薬卸売業者が該当します。

施行日：令和4年4月1日

# 麻向法施行規則改正について

麻薬取扱者の役員の変更の届出

施行日：令和4年4月1日

## 第1条の4（新設）

麻薬取扱者が法人又は団体である場合において、その業務を行う役員に変更があったときは、別記第1号の2様式による届出書に、新たな役員となった者に係る精神の機能の障害又は当該新たに役員となった者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書を添えて、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸業者にあつては地方厚生局長に、その他の麻薬取扱者にあつてはその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に、これを届け出なければならない。

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第169号）

# 役員変更届について

## 届出提出先

麻薬業務所の所在地を管轄する保健所に提出(1部)

## 添付書類

①新たに麻薬関係業務を行う役員となった者の診断書

②変更後の業務を行う役員  
の範囲を示す資料(次スライド参照)

※履歴事項証明書(登記簿謄本)を添付すること。

別記第1号の2様式(第一条の四関係)

麻薬		売業者役員変更届	
免許の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
麻薬業務所	所在地	大分県大分市〇〇	
	名称	薬務室薬局	
変更年月日		令和〇年 〇月 〇日	
変更前		大分 太郎	
変更後		大分 太郎 大分 花子	
変更後の業務を行う役員 の欠格条項	(1)	法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。	なし
	(2)	罰金以上の刑に処せられたこと。	なし
	(3)	薬事若しくは医事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。	なし
	(4)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であったこと。	なし
備考		上記のとおり、業務を行う役員に変更を生じたので届け出ます。	
令和〇年 〇月 〇日		住所	大分県大分市〇〇
		(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
		氏名	株式会社 薬務室薬局
		(法人にあっては、名称)	代表取締役 大分 太郎
大分県知事		殿	

(注書)  
 1 用紙の大きさは、A4とすること。  
 2 変更前と変更後の欄には、業務を行う役員全員を記載すること。  
 3 欠格条項の(1)欄から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあってはその理由及び年月日を、(2)欄にあってはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行の終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあってはその事実及び年月日を、(4)欄にあってはその事実があった年月日を記載すること。

# 役員変更届の添付書類について

変更後の業務を行う役員の範囲を示す資料の例

## 添付書類

①新たに麻薬関係業務を行う  
役員となった者の診断書

②変更後の業務を行う役員の  
範囲を示す資料(業務分担表)

※履歴事項証明書(登記簿謄本)を  
添付すること。

株式会社 薬務室薬局 業務分担表

大分 太郎

代表取締役

大分 花子

薬務室薬局担当役員(管理薬剤師)

大分 次郎

薬務室薬局担当役員

大分 三郎

経理担当役員

内が麻薬関係業務を行う役員であることを証明する。

令和4年6月1日

大分県大分市〇〇

株式会社 薬務室薬局

代表取締役 大分太郎

# 麻薬取扱者免許取得後の注意事項について

免許取得後、下記の変更等があった際は、届出・新たな申請が必要になります。

## ○薬局・卸売業者について

例①業務所の移転・名称変更・廃止

例②開設者の変更

個人から法人、法人から別法人 等

例③麻薬の取扱いをやめる

その他にも  
必要な場合が  
あります！



➡ このような場合、保健所(部)へ届出・申請が必要になります。

※覚醒剤原料についての届出が必要になる場合もあります！

**事前申請**が必要な場合もあるので、**麻薬・覚醒剤原料**についての不明点は、**変更発生前(1ヶ月前目安)までに**管轄の保健所(部)に連絡してください！

## **2 覚醒剤原料の取扱いについて**

# 1 医薬品である覚醒剤原料(一部抜粋)

現在、医薬品の製造承認されているもの

法律の規定名	別名	商品名	濃度規制	規定
N・ $\alpha$ -ジメチル-N-2-プロピニルフェネチルアミン	セレギリン、デプレニル	セレギリン塩酸塩錠(2.5mg) エフピーOD錠2.5	なし	覚醒剤原料を指定する政令
2, 6-ジアミノ-N-(1-フェニルプロパン-2-イル)ヘキサンアミド	リスデキサノンフェタミン	ビバンセカプセル 20mg及び30mg	なし	覚醒剤原料を指定する政令

※以下の物質は覚醒剤原料として指定されているが、国内承認品はいずれも濃度規制の含有量以下のため、覚醒剤原料から除外されている。

【含有量10%以下であれば除外されるもの】

○1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1(エフェドリン)〈法別表第1号〉

○1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパノール-1(メチルエフェドリン)〈法別表第3号〉

【含有量50%以下であれば除外されるもの】

○エリトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オール

(ノルエフェドリン、フェニルプロパノールアミン)〈覚醒剤原料を指定する政令第2号〉

## 2 覚醒剤原料取扱者

- 病院等や薬局において、医薬品である覚醒剤原料を、医師、歯科医師等が**施用のために交付する場合**や薬局の薬剤師が**医師の処方箋に基づき調剤した医薬品**である覚醒剤原料を譲り渡す場合には、**覚醒剤原料取扱者等の指定は不要**
- 覚醒剤原料に該当する薬局製剤を製造する場合には、「覚醒剤原料製造業者」の指定が必要
- 覚醒剤原料を使用して覚醒剤原料に該当しない薬局製剤を製造する場合は、「覚醒剤原料取扱者」の指定が必要

# 覚醒剤取締法改正について

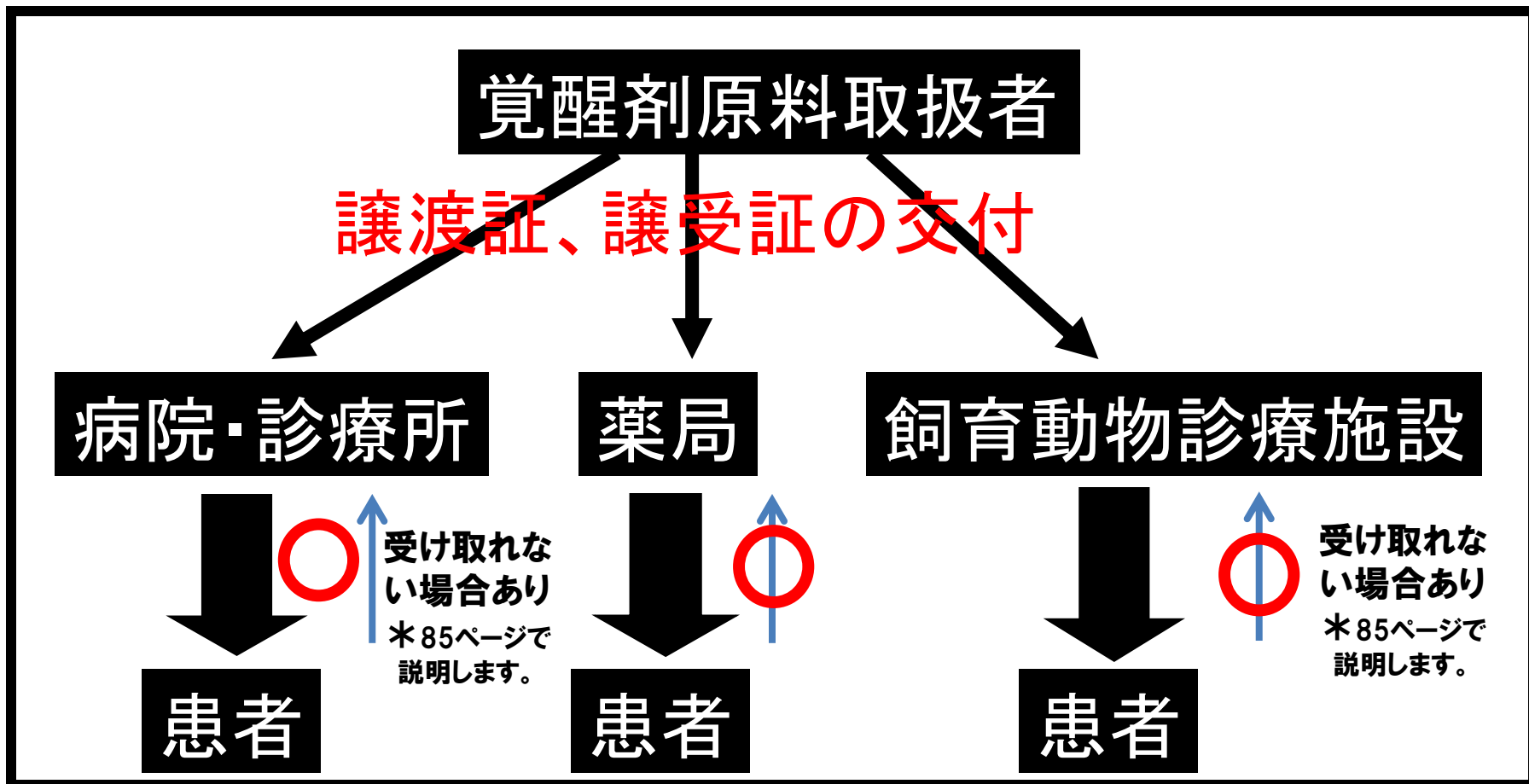
1. 「覚せい剤」→「覚醒剤」に変更
2. 自己疾患の治療目的で医薬品である覚醒剤原料を携帯して輸入又は輸出が可能に（厚生労働大臣の許可が必要）
3. 医薬品である覚醒剤原料を相続した等の場合に、当該医薬品である覚醒剤原料を薬局、病院等に譲渡することができるように



詳しく説明

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の公布について（令和元年12月4日発薬生発1204第1号）

### 3 譲渡・譲受



譲渡証等の保存・・・2年間

薬局間で譲渡する場合は取扱者の指定が必要！



# 譲渡証

# 譲受証

(覚醒剤原料取扱者用)

記載例

## 覚醒剤原料譲渡証

出庫年月日を記載

譲渡年月日 令和4年2月25日

譲渡人 施設の所在地 大分県〇〇市××

施設の名称 株式会社業務室薬品 大分支店

氏名 (法人にあっては、名称) 株式会社業務室

代表者印もしくは覚醒剤原料専用印を押印

法人の名称と代表者職名を記載

代表取締役 大分太郎

代表者印  
公印

指定の種類	覚醒剤原料取扱者			
指定番号	第〇-〇号			
譲受人	所在地	大分県〇〇市△△		
	名称	医療法人 県庁病院 理事長〇〇		
品名	容量	個数	数量	備考
セレギリン塩酸塩錠 25mg	25mg × 100錠	2	200錠	〇〇-〇〇
空欄には斜線を引くか「以下余白」の文字を挿入				

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 氏名欄は、法人の場合、法人の名称及び代表者の職名、氏名を記載すること。
- 3 氏名欄の押印は、法人の場合、個人印は不可とし、代表者印または公印、若しくは公印に準じるもの（覚醒剤原料専用印等）を押印すること。
- 4 品名欄の余白（空欄）には、斜線を引くか、「以下余白」等の文字を記載すること。

(診療施設・薬局用)

記載例

## 覚醒剤原料譲受証

注文年月日を記載

譲受年月日 令和4年2月25日

譲受人 施設の所在地 大分県〇〇市△△

施設の名称 医療法人県庁会 県庁病院

氏名 (法人にあっては、名称) 医療法人県庁会

代表者印もしくは覚醒剤原料専用印を押印

法人の名称と代表者職名を記載

理事長 〇〇

代表者印  
公印

譲渡人	所在地	大分県〇〇市××		
	名称	株式会社業務室薬品 大分支店		
使用の目的	患者の治療のため			
品名	容量	個数	数量	備考
セレギリン塩酸塩錠 25mg	25mg × 100錠	2	200錠	〇〇-〇〇
空欄には斜線を引くか「以下余白」の文字を挿入				

備考

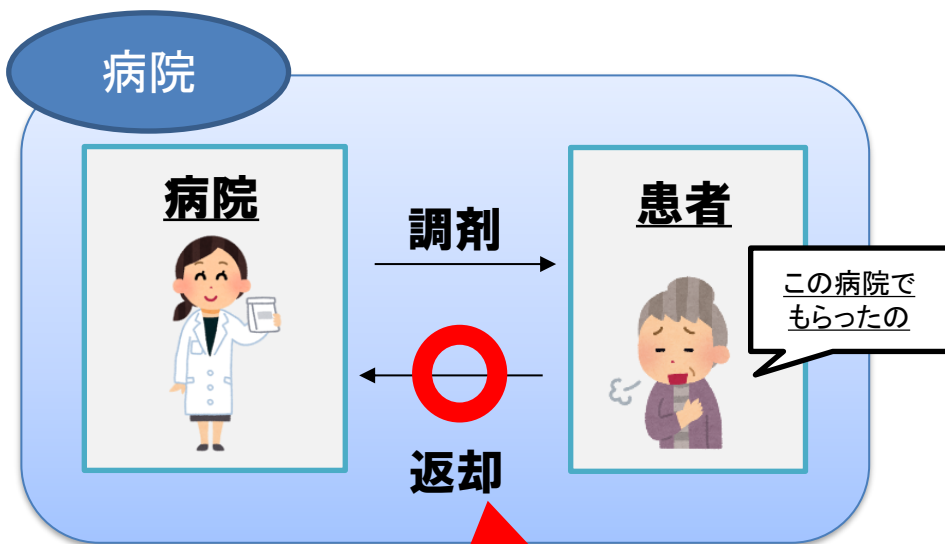
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 氏名欄は、法人の場合、法人の名称及び代表者の職名、氏名を記載すること。
- 3 氏名欄の押印は、法人の場合、個人印は不可とし、代表者印または公印、若しくは公印に準じるもの（覚醒剤原料専用印等）を押印すること。
- 4 品名欄の余白（空欄）には、斜線を引くか、「以下余白」等の文字を記載すること。

譲渡・譲受日から**2年間**保存

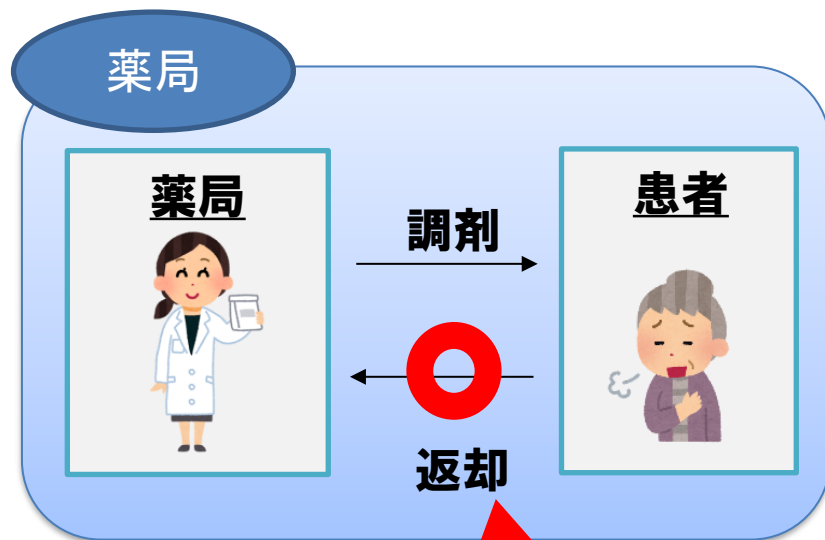
### 3 譲渡・譲受

調剤済みの医薬品である覚醒剤原料の医療機関・薬局における取扱い等について見直し

- 患者、その相続人等から医療機関、薬局へ返却可能とする  
(法第三十条の九第一項六号)



当該病院で医師等が  
交付したものに限り



どこの病院、薬局等で交付  
されたものでも、譲り受け可

# 覚醒剤取締法改正について

## 法改正に伴う届出の追加

### 覚醒剤原料を譲受した際に届出が必要

(法第三十条の十四第三項)

#### 届出書類

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書

・患者等からの返却や患者死亡等による返却を受けた際に、譲受先が届出を行う。



**麻薬とは異なるので注意！**

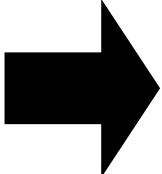
交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書		
覚醒剤取締法第30条の9第1項第6号の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を譲り受けたことを同法第30条の14第3項の規定により届け出ます。		
年 月 日		
都 道 府 県 知 事 殿		住 所 氏 名
譲り渡した者の氏名		
譲り受けた医薬品である覚醒剤原料	品 名	数 量
譲り受けた施設の所在地及び名称		
譲り受けた日時		
譲り受けた場所		
譲り受けた事由		
廃棄の日時(予定)		
廃棄の場所(予定)		
廃棄の方法(予定)		
参 考 事 項		
備考		
1 用紙の大きさは、A4とすること。		
2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。		
3 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。		
4 譲り受けた医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。		

## 4 廃棄

以下の医薬品である覚醒剤原料を廃棄する場合

- 期限切れ
- 変質等により使用しない
- 調剤中に発生した残り(例: 1錠を半分に割り残った半錠)

予め「覚醒剤原料廃棄届出書」を管轄の保健所・保健部へ提出

 保健所・保健部(大分市内は薬務室)の担当者立会のもと廃棄

# 覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第30条の13の規定により覚醒剤原料の廃棄を届け出ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 大分市〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏 名 株式会社〇〇薬局  
代表取締役 〇〇 〇〇

大分県知事 殿

廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量	エフピーOD錠2.5 56錠
廃棄の日時	令和〇年〇〇月〇〇日
廃棄の場所	〇〇薬局〇〇店
廃棄の理由	期限切れのため
参考事項	

# 覚醒剤原料の廃棄にあたっての注意事項

**調剤済**の覚醒剤原料については、都道府県職員の立会いなしに廃棄可能とする(法第三十条の十四第二項)

病院・薬局等の開設者は、他の職員の立ち合いのもとに廃棄してください。

- ① 患者が不要になり、患者から譲り受けた場合
  - ② 患者の死亡により相続人等から譲り受けた場合
  - ③ 再入院、転入院の際に患者が持参し、施用する必要がなくなった場合
- (ただし、病院の場合は、**自らの病院で交付したものに限り**ます。そうでない場合は患者自らが廃棄するよう指導してください。患者自らが廃棄すること廃棄を補助することは差し支えません)

# 覚醒剤取締法改正について

## 法改正に伴う届出の追加

### ②調剤した覚醒剤原料を 廃棄した場合、届出が必要 (法第三十条の十四第二項)

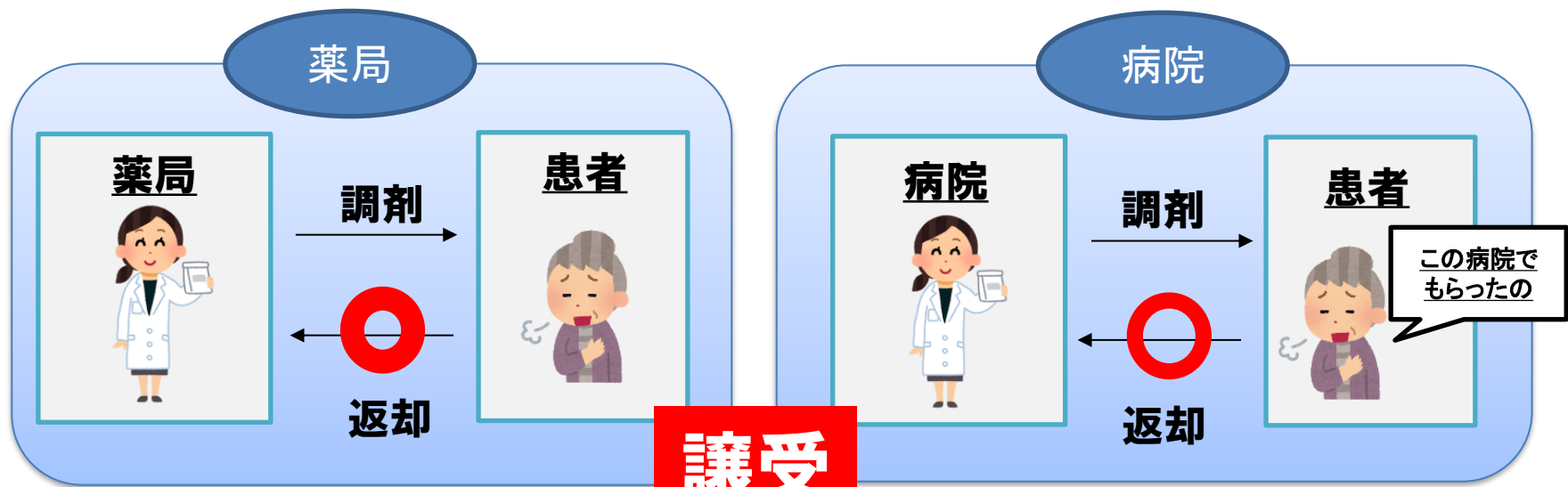
#### 届出書類

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書

- ・患者等からの返却分廃棄、処方変更、患者死亡等による不要化等

調剤済麻薬廃棄届と同様

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書		
覚醒剤取締法第30条の14第2項の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を廃棄したことを届け出ます。		
年 月 日		住 所 氏 名
都 道 府 県 知 事		殿
廃棄した医薬品である覚醒剤原料	品 名	数 量
廃棄を行った施設の所在地及び名称		
廃 棄 の 日 時		
廃 棄 の 場 所		
廃 棄 の 方 法		
廃 棄 の 事 由		
参 考 事 項		
備考 1 用紙の大きさは、A4とすること。 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。 3 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。 4 廃棄した医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。		



交付又は調剤済みの医薬品である  
覚醒剤原料譲受届出書

**速やかに提出**

処方変更等

交付又は調剤済みの医薬品である  
覚醒剤原料廃棄届出書

**廃棄後、  
30日以内に提出**

## 5 保管・管理

- 覚醒剤原料は、**鍵をかけた場所**で保管
- ロッカー・金庫等を使用する場合
  - ① 保管庫は**容易に破られない材質**のものであり、かつ**堅固な錠**が付いていること。
  - ② 保管庫が容易に持ち運びできる場合にあっては床にボルト等により**固定**。
  - ③ 保管庫は、できるだけ**人目に付かない場所**であって、**施錠設備のある室内**に設置。

- ※1 保管庫は、覚醒剤原料専用とすることが望ましい。  
ただし、専用保管庫でない場合には他のものと区別して保管。
- ※2 麻薬保管庫には一緒に保管できない。

## 6 記録

病院、診療所や薬局等の開設者は施設ごとに帳簿を備えなければなりません。

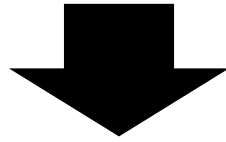
### 記載事項

※最終記載日から2年間保存

- ①当該施設の開設者が譲渡・譲受した覚醒剤原料の品名、数量及びその年月日
- ②当該施設等で施用した覚醒剤原料の品名、数量及びその年月日
- ③当該施設の開設者が廃棄した覚醒剤原料の品名、数量及びその年月日
- ④事故届を提出した場合は、届け出た覚醒剤原料の品名、数量及び事故年月日

## 7 事故届

所有する医薬品である覚醒剤原料に**喪失、盗難、所在不明**等の事故が発生した場合



すみやかに「**覚醒剤原料事故届出書**」を提出

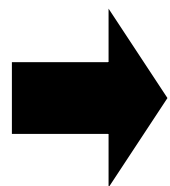
◆ **開設者が提出**

◆ **事故の状況を詳細に記載 (5W1H)**

**盗取**の場合は**速やかに警察署**へも届出

## 8 業務廃止等

病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局等の  
廃止、移転、開設者変更（個人→法人、法人から  
別法人等）



### 「業務廃止等に伴う覚醒剤剤原料所 有数量報告書」

現に所有する医薬品である覚醒剤原料の品名・数量  
を15日以内に提出

現に覚醒剤原料がない場合にあっても、不法所持に至らしめないように覚醒剤原料を所持していないことを確認する必要があるため、その旨を報告



# 所有する医薬品である覚醒剤原料がある場合 下記のいずれかの方法で対応

## 譲渡（業務廃止等から30日以内）

覚醒剤原料取扱者・病院・診療所・飼育  
動物診療施設・薬局開設者に譲渡

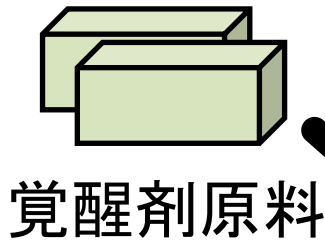
※譲渡後「**業務廃止等に伴う覚醒剤原料  
譲渡報告書**」を提出

## 廃棄

予め管轄の保健所・保健部に

「**業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分願出  
書**」を提出したうえで、

保健所・保健部職員の立会の下で廃棄



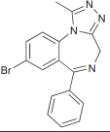
# **3 向精神薬の取扱いについて**

# 第1種及び第2種向精神薬

※麻薬・向精神薬・覚醒剤管理ハンドブック第11版から

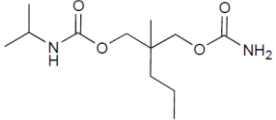
一般的名称	左欄に掲げる成分を含有する 製剤の主な名称
セコバルビタール	アイオナール ※販売中止
メチルフェニデート	リタリン、コンサータ
モダフィニル	モディオダール
アモバルビタール	イソミタール ※販売中止
ブプレノルフィン	レペタン、ノルスパンテープ
フルニトラゼパム	サイレース
ペンタゾシン	ソセゴン
ペントバルビタール	ラボナ

# 新たに向精神薬に指定されました

物質名	分類	構造
ブロマゾラム	第3種	

◎麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令等の公布について  
(医薬発0731第2号)

**施行日:令和6年8月30日**

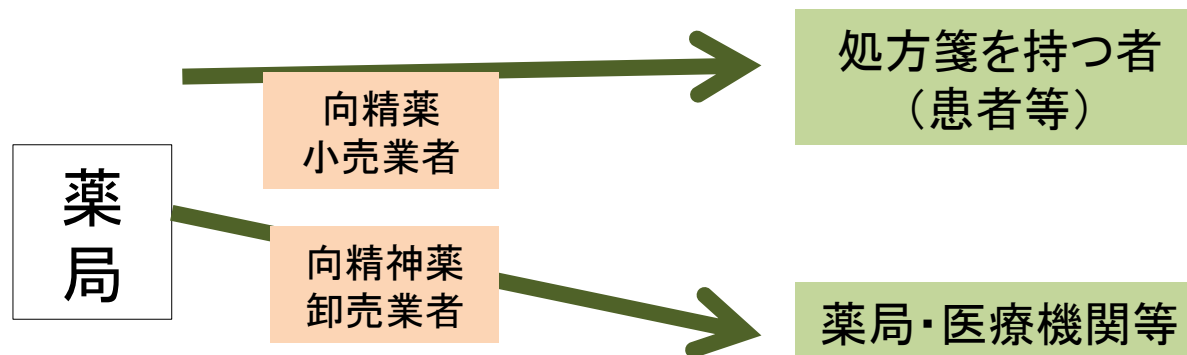
物質名	分類	構造
カリソプロドール	第3種	

◎麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令の公布について  
(医薬発0903第3号)

**施行日:令和7年10月3日**

## 2 みなし免許について

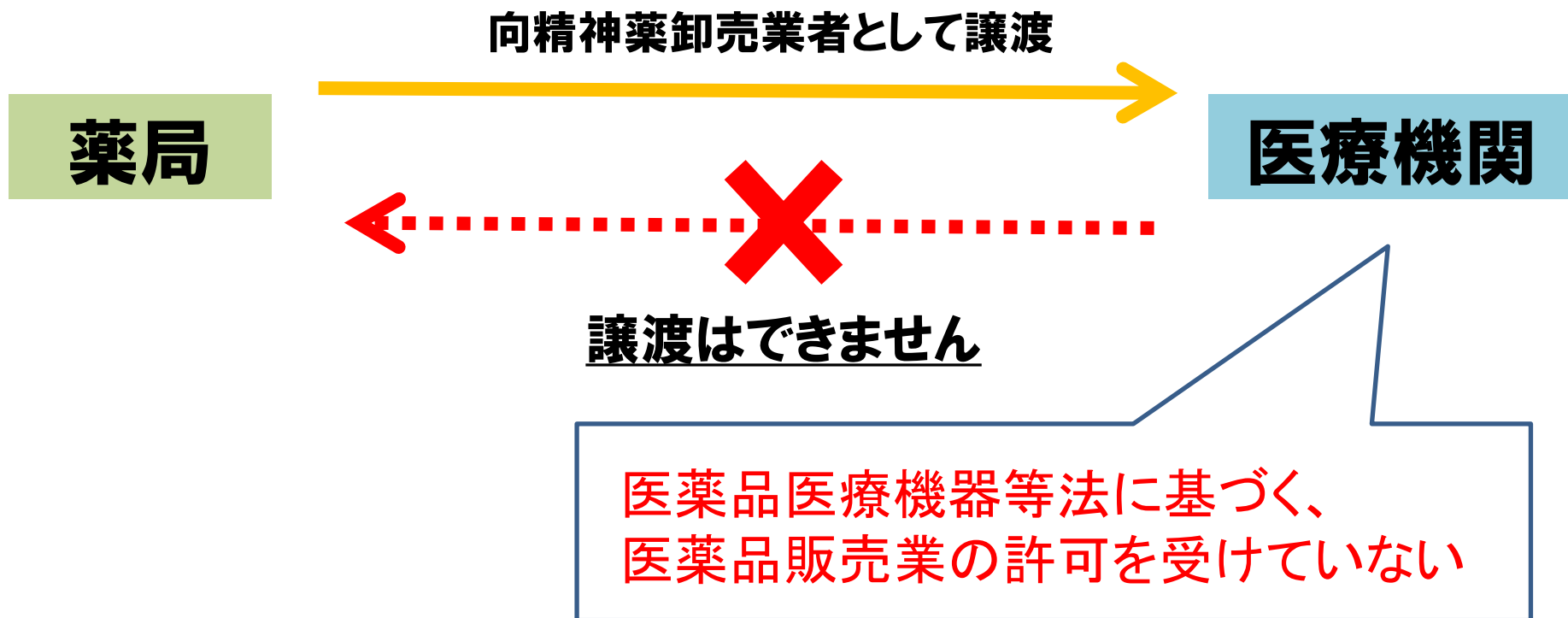
- 医薬品医療機器等法の規定により薬局開設の許可を受けた者は、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされる。
- 医薬品医療機器等法の規定により卸売販売業の許可を受けた者は向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされる。



※同一薬局内の向精神薬小売業者の記録と向精神薬卸売業者の記録は別にする必要あり。  
両者の間で譲受け、譲渡しがあつた場合はそれぞれ記録。

### 3 譲受け・譲渡し

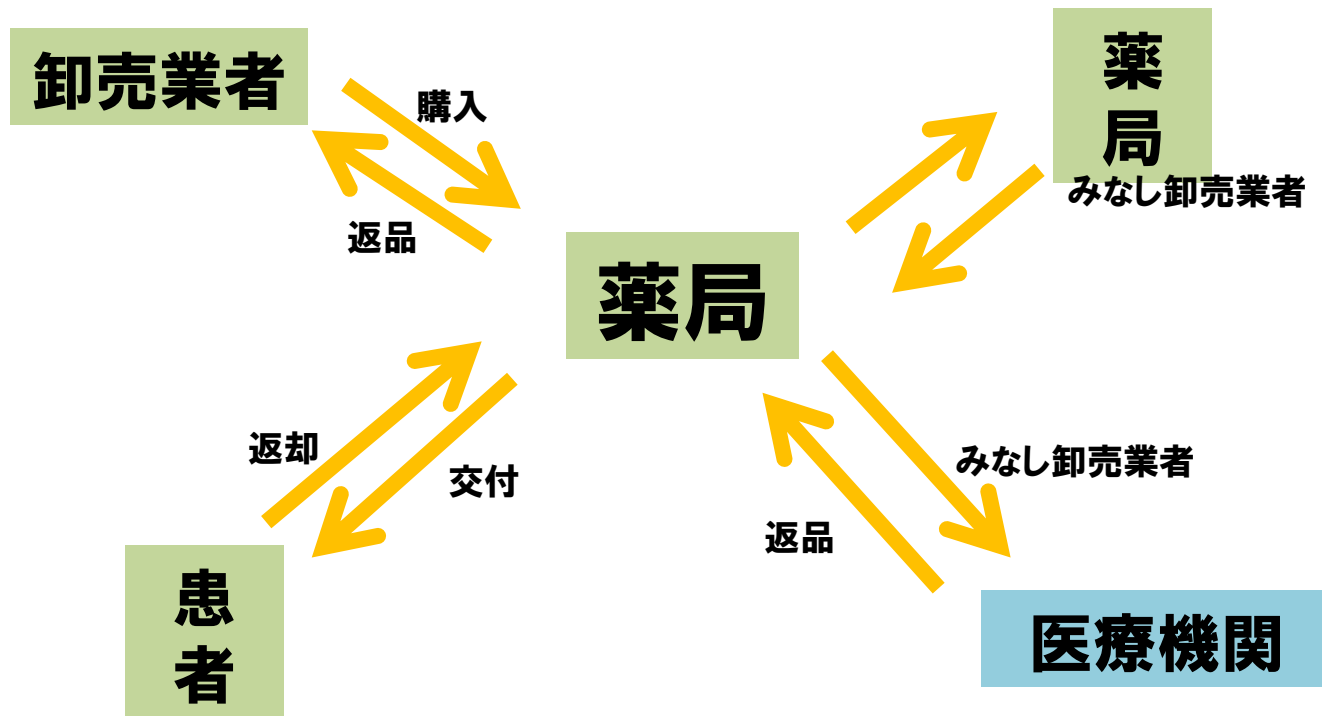
## 医療機関と薬局間の向精神薬の譲渡・譲受について (その他の医薬品も含む)



※ただし、医療機関が購入した向精神薬を向精神薬卸売業者へ返却することは可能です。

### 3 譲受け・譲渡し

## 薬局における向精神薬の譲渡・譲受について



## 4 向精神薬の保管・管理

譲り受けた向精神薬は、次により保管すること。

- ① 人目のつかない場所に保管し、盗難の恐れのないよう鍵をかけるなどの措置をとる。
- ② 医療従事者が実地に盗難防止に必要な注意をしている場合以外は、鍵をかけた施設内で保管する。

### 【例】

- 調剤室や薬品庫で、夜間・休日など保管場所を注意する者がいない場合は出入口にも鍵をかける。
- ロッカーや引き出しに入れて保管する場合も、夜間、休日で必要な注意をする者がいない場合は、同様にロッカーや引き出し、あるいはその部屋のいずれかに鍵をかける。
- 病棟の看護師詰め所に保管する場合で、常時、看護師等が必要な注意をしている場合以外は、ロッカーや引き出しに鍵をかける。

## 5 向精神薬の事故

次の数量以上の滅失、盗取、所在不明などの事故が生じたときは、向精神薬事故届を知事に提出。

末、散剤、顆粒剤	100グラム(包)
錠剤、カプセル剤、坐剤	120個
注射剤	10アンプル(バイアル)
内用液剤	10容器
経皮吸収型製剤	10枚

※ODフィルム錠は錠剤にあたる

※**事故の状況**を管轄の保健所・保健部に**届出**。

※上記以下の量であっても、盗取・詐欺等の場合は**警察署**にも届け出てください。

定期的に在庫数量のチェック！



## 6 向精神薬の記録

譲り受けた第1種及び第2種向精神薬は、次により保管すること。

- ① 向精神薬の品名(販売名)・数量
- ② 譲受、譲渡、又は廃棄した年月日
- ③ 譲受又は譲渡の相手方の営業所等の名称と所在地

最終記載日の日から2年間保存

### 【注意】

- 患者への向精神薬の交付、施用、患者に交付された向精神薬の返却、返却を受けた向精神薬の廃棄については、記録の必要はありません(施行規則第42条)。
- 同一法人の病院・診療所との間で譲受け又は譲渡しがあった場合も、記録する必要がある。
- 向精神薬が記載された伝票の保存をもって記録に代えることができますが、向精神薬が記載されていない伝票とは別に綴ってください。
- 第3種向精神薬については、記録義務はありませんが、譲受けについて記録し、定期的に在庫確認をすることが望ましいです。
- 同一薬局内の向精神薬小売業者としての記録と向精神薬卸売業者としての記録は別に保管が必要。

## 7 向精神薬の廃棄

- 向精神薬の廃棄：許可や届出は不要。
- 第1種及び第2種向精神薬→**廃棄の記録**が必要。
- 廃棄は、焼却、酸、アルカリによる分解、希釈、他の薬剤との混合等、回収が困難な方法で実施。

## ● 不審な処方箋の取扱い [薬局]

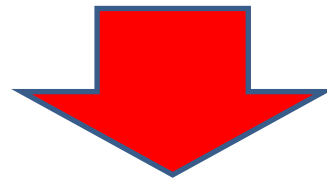
処方箋に疑義がある場合、交付した医師等に問い合わせ、疑義を確認した後でなければ調剤できません。

- ◆ 向精神薬を不正に入手(詐取)する目的で不審な処方箋(例えば、カラーコピー、パソコン等により偽造されたもの、印影が不自然なもの)が薬局に持ち込まれたとき注意が必要。
- ◆ 書式等が不自然な処方箋や遠隔地の医療機関の医師から発行された処方箋には注意が必要。

留意事項	偽造又は変造処方箋の例
(1)初めての患者や医療機関もなじみがないなど不自然な点はないか。	✓ 不自然に遠くの医療機関からの処方箋が持ち込まれた。
(2)処方箋の記載事項は不自然に欠けていないか。	✓ 向精神薬の規格の記載がない。 ✓ 「毎食後」等、用法の記載がない。
(3)用法、用量、処方箋交付日に改ざんの形跡はないか。	✓ 規格、一日量、処方日数等の数字や処方箋交付日を改ざんした形跡がある。 ✓ 訂正印のない訂正がある。
(4)カラーコピーされた処方箋ではないか。	✓ なじみの処方医発行の処方箋とインクの色合いが異なる。 ✓ 朱肉の色などが微妙に違う。 ✓ インクに独特の光沢がある。
(5)異なる文字で書き足している部分はないか。	✓ 手書きの処方箋に筆跡を似せて処方を追加している ✓ 印字された処方箋の交付日だけが手書きである。

# 薬物乱用について

- 医療用医薬品の乱用
- 医薬品横流し(営利目的)
- 処方薬のインターネット等での密売



- これらをふまえ、取締が強化されている
- 医療機関、薬局等では、**特に麻薬と向精神薬**

# 医療用医薬品の乱用

対象症例は、2022年9月～10月に全国の有床精神科医療施設で入院あるいは外来で診療を受けた、「アルコール以外の精神作用物質使用による薬物関連精神障害患者」のすべて

表5: 全対象者の主たる薬物 (N=2468)

	度数	%
覚せい剤	1227	49.7
揮発性溶剤	123	5.0
大麻	156	6.3
コカイン	3	0.1
ヘロイン	1	0.0
MDMA	4	0.2
MDMA以外の幻覚剤	8	0.3
危険ドラッグ	34	1.4
主たる薬物 睡眠薬・抗不安薬	435	17.6
鎮痛薬 (処方非オピオイド系)	15	0.6
鎮痛薬 (処方オピオイド系:弱オピオイド含む)	15	0.6
市販薬 (鎮咳薬・感冒薬・鎮痛薬・睡眠薬など)	273	11.1
ADHD治療薬	14	0.6
その他	32	1.3
多剤	128	5.2

処方薬・医薬品については、治療目的以外の使用(乱用)

松本俊彦, 宇佐美貴士, 船田大輔, 沖田恭治, 槇野絵里子, 山本泰輔 令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業) 分担研究報告書 全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査 p103 2022

# 医療用医薬品の乱用

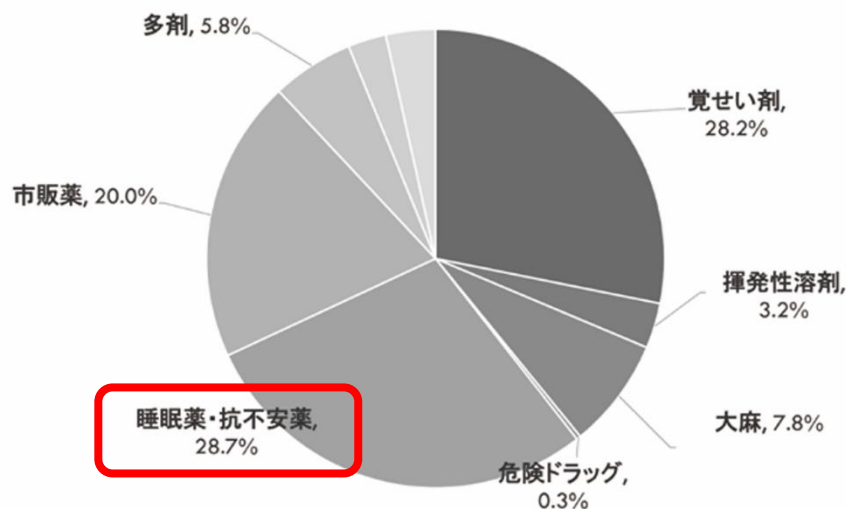


図5: 「1年以内に使用あり」症例における主たる薬物の比率

松本俊彦, 宇佐美貴士, 船田大輔, 沖田恭治, 楨野絵里子, 山本泰輔 令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 (医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業) 分担研究報告書 全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査 p134 2022

**麻薬、覚醒剤原料、向精神薬の取扱いで不明なこと、困ったこと等があった場合は、業務所を管轄する保健所等まで連絡してください。**

保健所(保健部)	電話番号	所轄区域
東部保健所	0977-67-2511	別府市、杵築市、日出町
東部保健所 国東保健部	0978-72-1127	国東市、姫島村
中部保健所	0972-62-9171	臼杵市、津久見市
中部保健所 由布保健部	097-582-0660	由布市
南部保健所	0972-22-0562	佐伯市
豊肥保健所	0974-22-0162	豊後大野市、竹田市
西部保健所	0973-23-3133	日田市、九重町、玖珠町
北部保健所	0979-22-2210	中津市、宇佐市
北部保健所 豊後高田保健部	0978-22-3165	豊後高田市
薬務室	097-506-2650	大分市

**適正な使用・管理をお願いします。**

